

職員の給与に関する報告及び勧告

令和4年10月

川崎市人事委員会



4 川人委調第 4 9 8 号
令和 4 年 1 0 月 7 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告	
1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	2
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員給与との比較	5
5 物価及び生計費等	5
6 人事院勧告の概要	6
7 本年の給与の改定	10
(1) 月例給	10
(2) 期末・勤勉手当	10
8 人事管理に関する報告及び意見	11
(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	12
(2) 人材の確保・育成	17
(3) 市民からの信頼確保	21
9 おわりに	22
別紙第2 勸 告	23
参 考 資 料	47

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,405人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,707人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は、406,975円（給料332,512円、扶養手当7,737円、地域手当55,484円、その他11,242円）となっている。

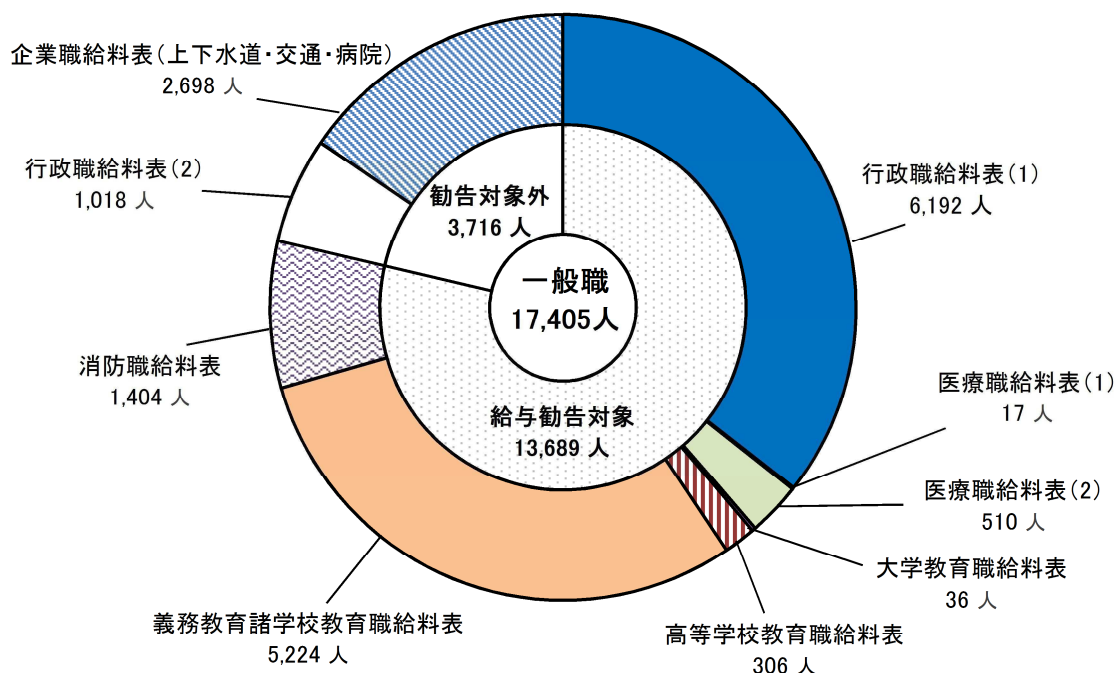
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,192人、平均年齢41.4歳）の平均給与月額は、405,201円（給料327,635円、扶養手当7,927円、地域手当55,308円、その他14,331円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,992人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額は、411,643円（給料332,582円、扶養手当8,191円、地域手当56,195円、その他14,675円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第1表～第9表（47～107ページ）参照】

給料表別職員数（令和4年4月時点）



- (注) 1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の497事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第18表（110～123ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で216,084円、短大卒で188,835円、高校卒で176,456円となっている。

【参考資料第11表（111ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（112～120ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.8%、高校卒で14.9%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で50.3%、高校卒で35.0%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で49.7%、高校卒で65.0%となっている。

【参考資料第13表（121ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は71.1%であり、その平均支給月額はいわゆる配偶者14,314円、配偶者と子1人の場合21,557円、配偶者と子2人の場合28,182円となっている。

【参考資料第14表（121ページ）参照】

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.42月分相当となっている。

【参考資料第15表（122ページ）参照】

(6) 給与改定の状況

参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は42.7%、ベースアップを中止した事業所の割合は13.3%となっている。

また、参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.5%となっている。

【参考資料第16表・第17表（122ページ）参照】

(7) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で42.3%、課長級で56.7%、部長級で55.1%となっている。

【参考資料第18表（123ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
412,547	411,643	904 (0.22%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、100.6(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では2.5%、本市では2.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で97,270円、2人世帯で150,420円、3人世帯で162,310円、4人世帯で174,180円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,040円となっており、本年10月からは時間額1,071円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表(125~127ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を904円(0.22%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行う。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、大卒初任給を4,000円、高卒初任給を5,000円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置きつつ、40歳台初めの職員が在職する号給までを引き上げることとする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.30月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.42月分)を下回っていることが

判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容等を踏まえ、勤勉手当に配分することとする。

併せて、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

8 人事管理に関する報告及び意見

本市では、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする「川崎市総合計画 第3期実施計画」（以下「第3期実施計画」という。）が策定され、社会状況の不確実性が高まる中においても継続した課題や新たな課題に対応した取組を推進し、めざす都市像の実現を図っていくための取組が定められた。今後は、計画に掲げられた取組を着実に進めながら、デジタル化の進展や脱炭素社会の実現、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の拡大、大規模自然災害の激甚化といった社会環境の変化にスピード感を持って対応することが求められている。

こうした中、多様化する市民ニーズに対応していくためには、職員一人ひとりが能力を最大限発揮し、意欲的に職務を遂行できるよう、長時間勤務の是正や多様な働き方の推進など、働き方・仕事の進め方改革に関連した取組を引き続き推進する必要がある。また、育児や介護を行う職員、高齢層職員等様々な事情を抱える職員が働きやすいと感じ、その能力や経験を十分に活かしながら活躍できるような職場環境の整備を行うとともに、働き方や執務環境等が変化していく中で、全ての職員が安心して働けるよう、メンタルヘルス対策やハラスメント対策を強化していくことも望まれる。

さらに、社会課題や市民ニーズの変化を踏まえ、市民視点に立って分野横断的に課題を解決していくためには、多様で有為な人材の確保、実効性のある人

材育成の取組が欠かせない。加えて、組織活力の維持・向上を図るため、昇任制度の在り方や女性活躍推進についても検討していく必要がある。

市政運営の基盤は市民と職員の信頼関係である。そのことを職員一人ひとりが強く認識し、高い規範意識と強い責任感を持って職務に精励し、不祥事や不適切な事務処理による事務事故を防いでいかなければならない。

こうした認識のもと、本委員会では人事管理に関して、次のとおり言及する。

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

ア 長時間勤務の是正

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上といった観点等から重要な課題である。本市の令和3年度の時間外勤務の状況を見ると、新型コロナウイルスへの対応や「第3期実施計画」の策定年度であったこと等に伴い、職員1人あたりの時間外勤務時間数は前年に比べ増加した。さらに、近年は年480時間を超える時間外勤務が増加傾向にある。

任命権者においては、業務プロセスの見直しや管理職のマネジメント向上、職員の意識改革等を通じて長時間勤務の是正に取り組んでいる。事務の効率化に関しては、例えば、総務事務センターにおいて旅費認定事務等の定型・反復的業務の集約化を進めており、今後、業務の対象範囲を拡大していくこととしている。また、AI（人工知能）・RPA（業務自動化）等のデジタル技術の更なる活用を検討しており、こうした取組が各職場に波及し、時間外勤務の縮減につながることを期待する。

本市では、厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、客観的な出退勤時間の管理を徹底すべく、ICカードを用いた出退勤時間の登録を行っている。管理監督者においては、こうしたシステムも有効に活用しながら、日頃から部下

の時間外勤務や休暇取得の実態を把握するなど、適正な労働時間管理のもとで適切なマネジメントを発揮されたい。

そのほか、長時間勤務の是正においては、継続的な職員の意識改革により、勤務時間内に業務を終了させる意識を定着させることが重要であることから、定時退庁や午後8時以降の時間外勤務の原則禁止等の任命権者による取組を今後も徹底されたい。なお、年次休暇について、本委員会規則により年5日の確実な取得を定めているところである。職員の心身のリフレッシュやモチベーションの維持・向上の観点から、年次休暇の取得率の向上は長時間勤務の是正と同様に欠かすことのできないものであり、引き続き取り組むことが望ましい。

昨年度は、新型コロナウイルスへの対応で業務が増大している部署へ全庁を挙げて応援を実施した。特定の職場に業務が集中する状況においても職員の業務負担に配慮しながら行政機能を維持する必要がある中、こうした柔軟な応援体制の措置が一定の効果を発揮したところである。一方で、長時間勤務が常態化している職場も存在しており、今後は、全庁的な取組のほか、各課や部、局といった単位でも柔軟に対応していくこととされている。こうした試みを通じて業務量の平準化が進むことを期待する。

本委員会としては、管理職も含めた全職員において長時間勤務の是正が図られるよう、令和4年3月に策定された「川崎市行財政改革第3期プログラム」に基づく任命権者の取組を注視していくとともに、引き続き、勤務時間の適正管理を求めていく。

イ 誰もが働きやすい職場環境づくり

質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、職員一人ひとりについて、仕事と生活の調和を実現することが大変重要であり、公務能率向上の観点からも、勤務環境の整備を推進することが求められている。

子育て支援に関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律や関係条

例等が改正され、育児休業の取得回数の制限緩和や請求期限の短縮、育児参加のための休暇の対象期間の拡大など、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が一層推進されることとなった。特に、男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加促進に取り組む必要があるとされている。

本市では、令和4年3月に策定された「川崎市特定事業主行動計画」において、令和7年度までに男性職員の育児休業の取得率を30%以上とすることを目標にしている。令和3年度の取得率は25.8%と目標に近づきつつあるものの、任命権者が令和3年度に実施した働き方に関する職員アンケートによれば、対象となる男性職員の82.5%が育児休業を取得しなかった（又は取得しない予定である）と回答しており、理由として「職場に迷惑を掛けてしまうと思い、遠慮した」、「妻が専業主婦、又は育児休業を取得しており、必要がなかった」、「身近に取得している男性職員がいなかった」といった項目を選択した職員の割合が高くなっている。

任命権者においては、妊娠・出産等を申し出た職員に対して育児休業に関する制度等を周知し、育児休業等の取得の意向確認のため面談を実施することを義務付けるなど、男性が家事・育児等に参加することが当たり前という意識改革に取り組んでいる。これらの取組を一層強化していくためには、日頃から職員同士でコミュニケーションを活発にとり、職場全体でサポートする職場環境づくりが必要である。また、こうした取組による職員同士の助け合いや多様な働き方を認める意識の醸成は、育児以外にも様々な事情により働き方に制約がある職員にとっても、働きやすい職場環境になるものと考えられる。

また、本市では、新本庁舎移転を契機として、ワークスタイル変革を進めるとともに、多様な働き方への対応やワーク・ライフ・バランスの推進、業務継続性の向上など、より働きやすい職場環境の実現のため、デジタル技術を活用した環境の整備と合わせ、テレワークや時差勤務等の利用を進

めている。

さらに、これらを広げる取組として、他都市において導入が進められている地方公共団体におけるフレックスタイム制（地方公務員法第58条第4項により読み替えて適用する労働基準法第32条の2（一か月単位の変形労働時間制）に基づく制度）についても、現在、検討を進めているところである。検討を進める上では、テレワークや時差勤務等の実施における課題等について十分に考慮し、本市の実情に即した制度を構築する必要がある。

任命権者においては、こうした働き方・仕事の進め方改革に関する取組について、より柔軟な働き方が実現するよう制度運用上の課題等を把握、分析し、改善することで、より実効性が高まるよう引き続き推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による長期療養者数は依然として増加が続いている状況にある。

そのような中、本市では、「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」に基づき、「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」、「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」の4つを目標として設定し、取組を進めてきた。同計画の推進に当たっては、心の健康増進から復職支援までの包括的な対策を進めていく職場のキーパーソンとして、管理監督者が重要な役割を担っている。メンタルヘルス不調は、職場内外の様々な要因から起こり、一人ひとり状況も異なるため、管理監督者には日々のコミュニケーションから変化を把握するなど、職員が心の健康を損なうことがないよう、早期発見に努めることが求められる。

また、本市では、令和3年6月からテレワークを開始しているが、新本庁舎移転を契機として、一層の推進が計画されている。一方、テレワークが進む民間企業では、管理監督者のケアが行き届かなくなった社員が、メ

ンタルヘルスの不調をきたしてしまうという課題が生じている。民間企業の場合と本市での実施状況は異なるが、テレワーク下におけるコミュニケーションの在り方、メンタルヘルス不調が生じた場合のケアの在り方という観点も新たに取り入れ、対策を推進されたい。

エ ハラスメント対策

本市では、ハラスメントについて「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を定め、その発生防止に重点的に取り組んでいるところである。

本年4月には同要綱を改正し、不妊治療を受けることに関する言動により職員の職場環境が害されることが妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに含まれるものである、ということが明記された。また、行政サービスの利用者など、職員以外の者からの業務の範囲や程度を明らかに超える要求についてもパワーハラスメントに含まれるものとし、管理監督者を中心とした組織として、その内容に応じ、迅速かつ適切な対応を図ることとした。そのためには、このような対応に関する研修を実施するとともに、それぞれの職場において、対応方法を検討し、職場全体で共有することが重要である。

ハラスメントの発生に対して、任命権者はこれまでも、研修・啓発活動の実施、相談窓口・ハラスメント防止対策委員会の設置など、各種防止措置を講じてきたところである。相談窓口に寄せられたものについて、適切に対処することはもちろんであるが、相談には至らず、表面化していない潜在的なハラスメントにどう対処していくかということも、重要な課題である。任命権者においては、こうした視点も踏まえながら、取組の一層の強化・改善を図られたい。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

高度化する行政課題への対応や多様化する市民ニーズを的確に捉えた取組を推進していくためには、多様で有為な人材の確保が不可欠である。受験年齢人口の減少や民間企業の採用活動の早期化等により、職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。特に技術系職種においては、民間企業、自治体問わず採用活動が競合しており、その確保が困難な状況にある。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により広報活動が難しくなる中、オンラインを活用した職員採用説明会や、かわさきナビゲーターによるWEB座談会・セミナー等を行い、本市職員として働くことのやりがいや市政の魅力等を受験者に積極的に伝えているところである。また、職員採用ホームページの一新や就職支援サイトの更なる活用など、幅広い広報活動を実施している。今後も効果的な広報の在り方を検討し、引き続き積極的な人材確保に向けた取組を推進していく。

特に、課題となっている技術系職種の確保に向けた施策として、従前から実施している技術系職員の現場見学会に加え、本市で働くイメージを具体的に持ってもらえるように、短期間で気軽に参加できるワンデー仕事体験を企画しているところである。体験を通じ、自身のイメージと実際の職場のギャップを埋めることや、入庁後のモチベーション向上にもつながるものと期待される。

また、令和5年度から令和14年度まで定年年齢が段階的に引き上げられる。定年年齢の引上げ期間中は、2年に1度定年退職者が生じないこととなり、欠員に応じた採用を行うとすると、採用者が隔年で大幅に変動するため、年齢構成に歪みが生じるとともに採用活動への影響が懸念されることから、新規採用者数を平準化していく必要がある。

本委員会としても、今後も質の高い行政サービスを安定的に提供できるよう、任命権者と連携しながら新規採用職員の継続的な確保に努めていく。

イ 人材の育成

多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、職員一人ひとりの能力を最大に発揮する必要がある、人材育成は非常に重要である。

本市では、本年3月に、「川崎市人材育成基本方針」に基づく取組の実施計画である「人材育成第3期アクションプラン」を策定した。同計画では、新型コロナウイルスの感染拡大等を契機とした社会変容への対応など、新たな視点も加えながら、職場におけるOJTや階層別研修を中心として、基本方針に沿った人材育成を行うこととしている。特にOJTについては、定年年齢の段階的な引上げに伴い、高齢層職員がこれまで培ってきた知識・経験を若手・中堅層職員に継承していく機会になると同時に、継承していく過程が高齢層職員のモチベーションにもつながることが期待される。

また、人材の育成に当たっては、意欲のある人材の採用、適正な人事評価、計画的な異動等が重要であり、それらが連動したものであることが望ましい。「人材育成第3期アクションプラン」においても採用・人事・評価・研修等の一層の連携強化により、人材育成の取組を推進することとしている。

こうした取組が効果を発揮するためには、それぞれの職員が、自身のライフプランと合わせて、どう仕事に向き合っていくか、どのようにキャリアを形成していくのか、といったキャリアプランを持つことが重要である。現状では、異動前に職員が自身のキャリアプランを申告することになっており、新規採用職員フォロー研修・採用3年目職員研修・中堅職員研修においても、キャリアプランを考える機会を設けている。また、職員の自己啓発や自身のキャリアについて考える場として、職場体験研修を実施している。今後は、こうした取組を継続しながら、職員が自身のキャリアプラ

ンを意識し、積極的に考える機会をさらに増やす必要がある。

キャリアプランを持つことは、職員がいきいきと主体的に働き、自身の仕事へのモチベーションを保ち、ステップアップをしていく上で重要なことである。任命権者においては、引き続き取組内容の改善を図りながら、効果的な人材育成を進められたい。

ウ 昇任制度の在り方

本市の係長昇任選考は、平成3年度の制度開始から現在に至るまで、受験年齢の引下げや選考科目の変更等、昇任を巡る環境の変化に応じた見直しを図りつつ運用してきた。

近年の働き方に対する価値観の多様化、係長級職員の業務負担の増加に加え、係長昇任の時期には、子育て等のライフイベントが重なる職員も多く、係長昇任選考の受験率は年々低下している。任命権者が実施した働き方に関する職員アンケートの結果によると、責任のある職に就きたいと思わないと回答した職員は主任・職員といった若年層が多く、その理由として、「責任のある職に魅力を感じないから」、「自分の能力に自信がないから」という項目の割合が高くなっている。このように、係長昇任前の段階で昇任に対して魅力を感じておらず、昇任に不安を持っている職員が多い状況で昇任意欲を醸成していくためには、業務負担の軽減やワーク・ライフ・バランスの確保に配慮した昇任制度となるよう全体的な制度の見直しが必要である。

こうした状況を踏まえ、係長昇任選考に関して、令和5年度から3年間の移行期間を設け、人事委員会による選考から任命権者による選考に移行し、係長への昇任は必ず主任を経ることとする。併せて、主任昇任選考に関して、現行の任命権者による選考に加え、新たに人事委員会による選考を導入し、受験可能年齢を現行の係長昇任選考よりも引き下げる。これらにより、若手職員の登用は継続しつつ、これまで以上に職員が自らのライ

フイベントを考慮したキャリア形成を行いやすくすることを企図するとともに、係長を補佐する立場として主任を必ず経験することで、自身の成長につなげ、キャリアに対する不安が緩和されることを期待する。

今後、任命権者においては、組織全体としての活力を維持する必要があることも考慮しながら、新たな昇任制度の運用や人材育成に取り組んでいく必要がある。本委員会としても、本市の組織活力の維持・向上や後述する女性活躍推進の一助となるよう、任命権者と連携しながら新たな昇任制度の構築に努めていく。

エ 女性活躍推進

人口減少社会への転換、社会経済情勢の急激な変化等によって政策課題が複雑化する中で、多様な視点を市の政策、施策に活かすため、意欲と能力のある女性職員がより政策や方針の決定過程に参画することができるよう、女性の管理職への登用を積極的に行うことが求められている。

令和4年3月に策定した「川崎市特定事業主行動計画」では、令和7年度までに達成すべき数値目標として、管理職（課長級）職員に占める女性の割合を30%以上と設定している。同計画によると、本市に新規採用された一般職員に占める女性職員の割合は概ね50%で推移しているものの、課長級職員の女性比率については、過去5年間の状況で24%前後にとどまっている。また、管理職登用の候補となる、課長補佐、係長級における女性職員の割合も、職員全体の割合から見て低い状況となっている。

任命権者が実施した働き方に関する職員アンケートでは、女性職員が責任のある職に就きたいと思わない理由として、「自分の能力に自信がないから」、「家事、育児、子育てとの両立が困難だから」といった項目を選択した職員の割合が高くなっている。また、女性職員の管理職登用に必要な取組として、「育児や介護に関する制度の充実を図ること」、「時差出勤や在宅勤務など、多様な勤務形態を提供すること」等の項目を選択した

職員の割合が高くなっている。こうしたことから、依然として、多くの女性職員が育児や家事、介護等の役割を家庭で大きく担っており、時間的・場所的な制約や家庭・職場の理解といった点での課題が解消されていないことが伺える。また、身近にロールモデルとなる職員が少なく、キャリア形成について積極的に考えることができないといった課題も想定される。

今後、女性職員の登用に向けては、育児・介護等の両立支援、時間外勤務の縮減といった環境整備の取組を行うとともに、昇任への不安を解消し、管理職の魅力を伝えていく必要がある。任命権者が行っている女性職員の支援としては、育児等に係る次世代育成支援の取組のほか、メンター制度や女性活躍推進研修、先輩女性職員との意見交換会といった庁内横断的な取組も行っており、こうした機会を継続的に提供、拡充していくことが大切である。

また、男性による育児・介護等への参加も女性の働き方に影響を与えるところであるが、令和3年度の男性職員の育児休業取得率は25.8%となり、目標値である30%に届かなかったことは先述のとおりである。男性が積極的に育児等を行うことが女性の負担や不安を軽減し、仕事への活躍を促進することにもつながり、ひいては多様な働き方の推進、職員の意識改革にもつながっていくものと考えられる。今後は、女性職員のキャリア形成支援を行うとともに、男性職員の家庭参画の促進にも力を入れ、女性活躍の可能性を高めていく必要がある。

(3) 市民からの信頼確保

行政に対する市民の信頼を確保するためには、服務規律の確保と公務員倫理の確立が不可欠である。しかしながら、依然として、市民からの信頼を失墜させるような不祥事や不適切な事務処理による事務事故が発生しており、市政全体の信頼を損なう事態を招いている。

任命権者においては、これまでも各種通知や通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行ってきたところであるが、今後もあらゆる機会を通じて職員への注意喚起を行い、再発防止と不祥事の根絶に取り組まれない。また、適正な事務執行の確保に向けて、内部統制制度の効果的な運用が図られることを期待する。

職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に精励することを望む。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任用職員以外の職員	73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,500	358,200	384,300	422,000				
87		307,700	358,700	384,800	422,500				
88		308,900	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				
103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244,300	329,900	385,400	434,400	487,400
	2	247,200	332,600	387,800	436,900	489,800
	3	250,100	335,300	390,200	439,400	492,200
	4	253,000	338,000	392,600	441,900	494,600
	5	255,800	340,600	395,100	444,500	496,900
	6	258,700	343,400	397,600	447,000	499,300
	7	261,600	346,200	400,100	449,500	501,700
	8	264,500	349,000	402,600	452,000	504,100
	9	267,500	351,700	405,000	454,500	506,100
	10	270,800	354,600	407,500	456,800	508,400
	11	274,100	357,500	410,000	459,100	510,700
	12	277,400	360,400	412,500	461,400	513,000
	13	280,600	363,000	415,000	463,900	515,300
	14	283,300	365,500	417,500	466,200	517,600
	15	286,000	368,000	420,000	468,500	519,900
	16	288,700	370,500	422,500	470,800	522,200
	17	291,100	373,000	425,000	473,300	524,500
	18	293,600	375,400	427,500	475,700	526,700
	19	296,100	377,800	430,000	478,100	528,900
	20	298,600	380,200	432,500	480,500	531,100
	21	300,900	382,400	435,000	482,700	533,300
	22	303,400	384,600	437,300	485,000	535,500
	23	305,900	386,800	439,600	487,300	537,700
	24	308,400	389,000	441,900	489,600	539,900
	25	310,700	391,000	444,200	491,500	541,900
	26	313,100	393,000	446,500	493,700	544,000
	27	315,500	395,000	448,800	495,900	546,100
	28	317,900	397,000	451,100	498,100	548,200
	29	320,300	398,900	453,400	500,300	550,100
	30	322,700	400,800	455,300	502,200	551,800
	31	325,100	402,700	457,200	504,100	553,500
	32	327,500	404,600	459,100	506,000	555,200
	33	329,700	406,500	461,000	507,800	556,800
	34		408,400	462,800	509,500	558,400
	35		410,300	464,600	511,200	560,000
	36		412,200	466,400	512,900	561,600
	37		414,100	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
再任用職員以外の職員	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100

	49			488,700	530,000	576,100
	50			490,100	531,000	577,000
	51			491,500	532,000	577,900
	52			492,900	533,000	578,800
	53			494,100	534,000	579,700
	54			494,900	535,000	580,600
	55			495,700	536,000	581,500
	56			496,500	537,000	582,400
	57			497,300	538,000	583,300
	58			498,100	539,000	584,200
	59			498,900	540,000	585,100
	60			499,700	541,000	586,000
	61			500,400	542,000	586,900
	62			501,200	543,000	587,800
	63			502,000	544,000	588,700
	64			502,800	545,000	589,600
	65			503,400	545,900	590,500
	66			504,200	546,800	591,400
	67			505,000	547,700	592,300
	68			505,800	548,600	593,200
	69			506,400	549,400	594,100
	70			507,100	550,200	595,000
	71			507,800	551,000	595,900
	72			508,500	551,800	596,800
	73			509,300	552,700	597,700
	74			510,000	553,500	598,600
	75			510,700	554,300	599,500
	76			511,400	555,100	600,400
	77			512,100	556,000	601,300
	78			512,800		
	79			513,500		
	80			514,200		
	81			514,900		
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500
	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	224,100	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	225,900	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	227,700	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	229,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	231,200	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	233,000	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	234,800	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	236,500	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	238,300	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	240,100	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	241,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	243,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	245,400	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	247,200	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	249,000	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	250,700	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	252,500	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	254,300	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	256,100	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	257,800	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	259,600	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	261,400	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	263,200	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任用職員以外の職員	73	264,800	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	266,600	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	268,400	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	270,200	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	271,800	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,500	358,200	384,300	422,000		
87		307,700	358,700	384,800	422,500			
88		308,900	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

	105		322,300	366,600	393,000	431,400		
	106		322,900	367,000	393,400			
	107		323,500	367,400	393,800			
	108		324,100	367,800	394,200			
	109		324,600	368,200	394,700			
	110		325,200	368,600	395,100			
	111		325,800	369,000	395,500			
	112		326,400	369,400	395,900			
	113		326,900	369,800	396,400			
	114		327,400	370,200	396,800			
	115		328,000	370,600	397,200			
	116		328,600	371,000	397,600			
	117		329,000	371,400	398,100			
	118			371,800	398,400			
	119			372,200	398,700			
	120			372,600	399,000			
	121			373,000	399,400			
	122			373,300	399,700			
	123			373,600	400,000			
	124			373,900	400,300			
	125			374,000	400,700			
	126			374,100	401,000			
	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	208,600	262,800	298,800	351,600
	2	210,600	265,600	302,000	354,400
	3	212,600	268,400	305,200	357,200
	4	214,600	271,200	308,400	360,000
	5	216,300	273,900	311,500	362,200
	6	218,500	276,600	314,700	364,700
	7	220,700	279,300	317,900	367,200
	8	222,900	282,000	321,100	369,700
	9	224,900	284,400	324,300	371,900
	10	227,200	287,000	327,600	374,400
	11	229,500	289,600	330,900	376,900
	12	231,800	292,200	334,200	379,400
	13	233,800	294,400	337,200	381,600
	14	236,100	296,900	339,800	384,000
	15	238,400	299,400	342,400	386,400
	16	240,700	301,900	345,000	388,800
	17	242,900	304,400	347,000	391,300
	18	245,200	306,900	349,200	393,700
	19	247,500	309,400	351,400	396,100
	20	249,800	311,900	353,600	398,500
	21	252,200	314,300	355,800	401,000
	22	254,700	316,800	357,800	403,400
	23	257,200	319,300	359,800	405,800
	24	259,700	321,800	361,800	408,200
	25	262,200	324,100	363,900	410,700
	26	264,700	326,300	365,900	413,100
	27	267,200	328,500	367,900	415,500
	28	269,700	330,700	369,900	417,900
	29	272,000	332,700	371,800	420,400
	30	274,400	334,700	373,700	422,800
	31	276,800	336,700	375,600	425,200
	32	279,200	338,700	377,500	427,600
	33	281,400	340,800	379,300	430,000
	34	283,600	342,800	381,000	432,400
	35	285,800	344,800	382,700	434,800
	36	288,000	346,800	384,400	437,200
	37	290,100	348,700	386,100	439,600
	38	292,100	350,600	387,700	442,000
	39	294,100	352,500	389,300	444,400
	40	296,100	354,400	390,900	446,800
	41	297,700	356,200	392,700	449,200
	42	299,200	358,000	394,200	451,700
	43	300,700	359,800	395,800	454,200
	44	302,200	361,600	397,400	456,700
	45	303,600	363,000	398,800	458,800
	46	304,800	364,600	400,200	461,300
	47	306,000	366,200	401,600	463,800
	48	307,200	367,800	403,000	466,300

	49	308,400	369,400	404,700	468,300
	50	309,400	370,900	406,100	470,400
	51	310,400	372,400	407,500	472,500
	52	311,400	373,900	408,900	474,600
	53	312,300	375,200	410,200	476,600
	54	313,300	376,600	411,400	478,500
	55	314,300	378,000	412,600	480,400
	56	315,300	379,400	413,800	482,300
	57	316,200	381,000	415,300	484,000
	58	317,200	382,400	416,500	485,800
	59	318,200	383,800	417,700	487,600
	60	319,200	385,200	418,900	489,400
	61	320,100	386,500	419,800	491,000
	62	321,100	387,700	420,900	492,700
再任 用職 員以 外の 職員	63	322,100	388,900	422,000	494,400
	64	323,100	390,100	423,100	496,100
	65	323,900	391,600	424,000	497,900
	66	324,800	392,800	425,000	499,400
	67	325,700	394,000	426,000	500,900
	68	326,600	395,200	427,000	502,400
	69	327,500	396,100	427,800	504,000
	70	328,400	397,100	428,600	505,400
	71	329,300	398,100	429,400	506,800
	72	330,200	399,100	430,200	508,200
	73	330,900	400,200	431,000	509,400
	74	331,700	401,100	431,600	510,500
	75	332,500	402,000	432,200	511,600
	76	333,300	402,900	432,800	512,700
	77	334,200	403,700	433,500	513,700
	78	335,000	404,500	434,100	514,700
79	335,800	405,300	434,700	515,700	
80	336,600	406,100	435,300	516,700	
81	337,500	406,500	436,000	517,700	
82	338,300	407,100	436,600	518,500	
83	339,100	407,700	437,200	519,300	
84	339,900	408,300	437,800	520,100	
85	340,800	408,900	438,500	520,700	
86	341,600	409,500	439,100	521,500	
87	342,400	410,100	439,700	522,300	
88	343,200	410,700	440,300	523,100	
89	343,600	411,100	441,000	523,700	
90	344,300	411,600	441,600	524,500	
91	345,000	412,100	442,200	525,300	
92	345,700	412,600	442,800	526,100	
93	346,300	413,200	443,500	526,700	
94	347,000	413,700	444,100	527,500	
95	347,700	414,200	444,700	528,300	
96	348,400	414,700	445,300	529,100	
97	349,000	415,200	445,800	529,700	
98	349,700	415,700	446,400	530,400	
99	350,400	416,200	447,000	531,100	
100	351,100	416,700	447,600	531,800	
101	351,400	417,200	448,100	532,500	
102	352,000	417,700	448,700	533,200	
103	352,600	418,200	449,300	533,900	
104	353,200	418,700	449,900	534,600	

	105	353,800	419,200	450,400	535,300
	106	354,400	419,700	451,000	536,000
	107	355,000	420,200	451,600	536,700
	108	355,600	420,700	452,200	537,400
	109	356,000	421,200	452,700	538,100
	110	356,500	421,700		
	111	357,000	422,200		
	112	357,500	422,700		
	113	357,900	423,200		
	114	358,400			
	115	358,900			
	116	359,400			
	117	359,800			
	118	360,300			
	119	360,800			
	120	361,300			
	121	361,700			
	122	362,200			
	123	362,700			
	124	363,200			
	125	363,600			
	126	364,100			
	127	364,600			
	128	365,100			
	129	365,500			
再任用職員		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,800	187,600	286,300	323,500	406,000
	2	157,100	189,400	289,100	325,700	407,900
	3	158,400	191,200	291,900	327,900	409,800
	4	159,700	193,000	294,700	330,100	411,700
	5	161,100	194,900	297,300	332,400	413,600
	6	162,600	196,700	300,100	334,700	415,600
	7	164,100	198,500	302,900	337,000	417,600
	8	165,600	200,300	305,700	339,300	419,600
	9	167,100	202,300	308,200	341,400	421,400
	10	168,600	204,300	310,800	343,500	423,400
	11	170,100	206,300	313,400	345,600	425,400
	12	171,600	208,300	316,000	347,700	427,400
	13	173,100	210,100	318,500	349,600	429,500
	14	174,800	212,100	320,700	351,700	431,400
	15	176,500	214,100	322,900	353,800	433,300
	16	178,200	216,100	325,100	355,900	435,200
	17	179,900	217,900	327,400	357,800	437,200
	18	181,700	220,400	329,600	359,800	439,100
	19	183,500	222,900	331,800	361,800	441,000
	20	185,300	225,400	334,000	363,800	442,900
	21	187,200	227,700	336,300	365,800	444,600
	22	189,000	230,300	338,400	367,800	446,400
	23	190,800	232,900	340,500	369,800	448,200
	24	192,600	235,500	342,600	371,800	450,000
	25	194,500	238,200	344,500	373,700	451,800
	26	196,300	240,800	346,600	375,600	453,500
	27	198,100	243,400	348,700	377,500	455,200
	28	199,900	246,000	350,700	379,400	456,900
	29	201,800	248,700	352,500	381,500	458,500
	30	203,700	251,300	354,400	383,500	460,000
	31	205,600	253,900	356,300	385,500	461,500
	32	207,500	256,500	358,200	387,500	463,000
	33	209,400	259,500	360,200	389,300	464,400
	34	211,300	262,200	362,100	391,200	465,600
	35	213,200	264,900	364,000	393,100	466,800
	36	215,100	267,600	365,900	395,000	468,000
	37	216,900	270,400	367,800	397,000	469,100
	38	218,800	273,100	369,600	398,600	470,200
	39	220,700	275,800	371,400	400,200	471,300
	40	222,600	278,500	373,200	401,800	472,400
	41	224,400	281,300	375,100	403,500	473,300
	42	226,100	284,100	376,900	405,100	474,000
	43	227,800	286,900	378,700	406,700	474,700
	44	229,500	289,700	380,500	408,300	475,400
	45	231,200	292,300	382,200	409,800	476,200
	46	232,900	295,100	383,800	411,400	476,900
	47	234,600	297,900	385,400	413,000	477,600
	48	236,300	300,700	387,000	414,600	478,300

	49	237,800	303,200	388,900	416,100	478,800
	50	239,400	305,800	390,400	417,700	479,400
	51	241,000	308,400	391,900	419,300	480,000
	52	242,600	311,000	393,400	420,900	480,600
	53	244,400	313,400	394,900	422,300	481,300
	54	246,000	315,600	396,400	423,900	481,900
	55	247,600	317,800	397,900	425,500	482,500
	56	249,200	320,000	399,400	427,100	483,100
	57	251,000	322,300	400,600	428,500	483,700
	58	252,700	324,500	402,000	430,100	
	59	254,400	326,700	403,400	431,700	
	60	256,100	328,900	404,800	433,300	
	61	257,600	330,900	406,300	434,700	
	62	259,200	333,000	407,600	436,300	
	63	260,800	335,100	408,900	437,900	
	64	262,400	337,200	410,200	439,500	
	65	264,100	339,000	411,400	440,800	
	66	265,800	341,100	412,700	442,200	
	67	267,500	343,200	414,000	443,600	
	68	269,200	345,300	415,300	445,000	
	69	270,600	347,000	416,500	446,400	
	70	271,800	348,900	417,800	447,500	
	71	273,000	350,800	419,100	448,600	
	72	274,200	352,700	420,400	449,700	
	73	275,300	354,700	421,400	450,900	
	74	276,500	356,500	422,600	451,900	
	75	277,700	358,300	423,800	452,900	
	76	278,900	360,100	425,000	453,900	
	77	280,000	362,100	426,100	454,900	
	78	281,200	363,900	427,300	455,600	
	79	282,400	365,700	428,500	456,300	
	80	283,600	367,500	429,700	457,000	
再任用職員以外の職員	81	284,700	369,400	430,800	457,600	
	82	285,700	371,000	431,900	458,200	
	83	286,700	372,600	433,000	458,800	
	84	287,700	374,200	434,100	459,400	
	85	288,700	375,600	435,200	459,900	
	86	289,600	376,900	436,200		
	87	290,500	378,200	437,200		
	88	291,400	379,500	438,200		
	89	292,400	381,200	439,000		
	90	293,300	382,500	439,700		
	91	294,200	383,800	440,400		
	92	295,100	385,100	441,100		
	93	296,100	386,700	441,600		
	94	297,000	388,100	442,200		
	95	297,900	389,500	442,800		
	96	298,800	390,900	443,400		
	97	299,700	391,900	443,800		
	98	300,600	393,100	444,200		
	99	301,500	394,300	444,600		
	100	302,400	395,500	445,000		
	101	303,300	396,800	445,500		
	102	304,000	397,800	445,900		
	103	304,700	398,800	446,300		
	104	305,400	399,800	446,700		

105	305,900	400,900	447,000
106	306,400	401,900	447,400
107	306,900	402,900	447,800
108	307,400	403,900	448,200
109	308,100	404,900	448,400
110	308,500	405,800	
111	308,900	406,700	
112	309,300	407,600	
113	309,900	408,300	
114	310,400	409,100	
115	310,900	409,900	
116	311,400	410,700	
117	311,700	411,400	
118	312,200	412,200	
119	312,700	413,000	
120	313,200	413,800	
121	313,500	414,400	
122	313,900	415,200	
123	314,300	416,000	
124	314,700	416,800	
125	314,900	417,400	
126	315,200	418,100	
127	315,500	418,800	
128	315,800	419,500	
129	316,200	420,000	
130		420,600	
131		421,200	
132		421,800	
133		422,500	
134		423,000	
135		423,500	
136		424,000	
137		424,600	
138		425,000	
139		425,400	
140		425,800	
141		426,200	
142		426,600	
143		427,000	
144		427,400	
145		427,600	
146		427,900	
147		428,200	
148		428,500	
149		428,900	
150		429,200	
151		429,500	
152		429,800	
153		430,100	
154		430,400	
155		430,700	
156		431,000	
157		431,300	
158		431,600	
159		431,900	
160		432,200	

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に8,900円を加算した額とする。

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,700	177,900	251,400	287,700	397,300
	2	164,200	179,800	253,500	290,000	398,800
	3	165,700	181,700	255,600	292,300	400,300
	4	167,200	183,600	257,700	294,600	401,800
	5	168,800	185,500	259,500	297,000	403,000
	6	170,500	187,600	261,500	299,200	404,500
	7	172,200	189,700	263,500	301,400	406,000
	8	173,900	191,800	265,500	303,600	407,500
	9	175,500	193,900	267,500	305,800	408,700
	10	177,300	196,500	269,500	308,200	410,100
	11	179,100	199,100	271,500	310,600	411,500
	12	180,900	201,700	273,500	313,000	412,700
	13	182,800	204,400	275,400	314,800	414,000
	14	184,900	206,000	277,200	316,700	415,400
	15	187,000	207,600	279,000	318,600	416,700
	16	189,100	209,200	280,800	320,500	418,100
	17	191,200	211,200	283,000	322,900	419,300
	18	193,600	212,800	285,100	324,900	420,600
	19	196,000	214,400	287,200	326,900	421,700
	20	198,400	216,000	289,300	328,900	423,000
	21	200,400	217,500	291,500	331,000	424,200
	22	202,000	219,100	293,700	333,100	425,200
	23	203,600	220,700	295,900	335,200	426,500
	24	205,200	222,300	298,100	337,300	427,800
	25	206,900	223,800	300,500	339,100	429,100
	26	208,500	225,600	302,700	340,900	430,200
	27	210,100	227,400	304,900	342,700	431,200
	28	211,700	229,200	307,100	344,500	432,300
	29	213,200	230,800	308,900	346,500	433,600
	30	214,700	233,100	311,000	348,200	434,600
	31	216,200	235,400	313,100	349,900	435,800
	32	217,700	237,700	315,200	351,600	436,900
	33	219,500	240,600	317,000	353,200	438,100
	34	221,100	243,100	319,000	354,800	438,900
	35	222,700	245,600	321,000	356,400	439,800
	36	224,300	248,100	323,000	358,000	440,500
	37	225,700	250,200	325,100	359,700	441,400
	38	227,200	252,300	327,100	361,200	442,100
	39	228,700	254,400	329,100	362,700	442,800
	40	230,200	256,500	331,100	364,200	443,600
	41	231,800	258,900	333,200	365,400	444,600
	42	233,200	260,900	335,300	366,800	445,300
	43	234,600	262,900	337,400	368,200	446,100
	44	236,000	264,900	339,500	369,600	446,900
	45	237,500	267,100	341,300	371,200	447,800
	46	238,700	268,900	343,200	372,700	448,500
	47	239,900	270,700	345,100	374,200	449,300
	48	241,100	272,500	347,000	375,700	450,100

	49	242,400	274,600	349,200	376,800	451,000
	50	243,600	276,300	351,000	378,300	451,700
	51	244,800	278,000	352,800	379,800	452,500
	52	246,000	279,700	354,600	381,300	453,300
	53	247,400	281,500	356,000	382,300	454,200
	54	248,600	283,600	357,700	383,600	455,000
	55	249,800	285,700	359,400	384,900	455,800
	56	251,000	287,800	361,100	386,200	456,500
	57	252,300	290,300	361,800	387,100	457,400
	58	253,400	292,600	363,200	388,300	
	59	254,500	294,900	364,600	389,500	
	60	255,600	297,200	366,000	390,700	
	61	256,900	299,500	367,200	391,900	
	62	258,100	301,800	368,500	393,100	
	63	259,300	304,100	369,800	394,300	
	64	260,500	306,400	371,100	395,500	
	65	261,800	308,600	372,300	396,600	
	66	263,000	310,600	373,600	397,700	
	67	264,200	312,600	374,900	398,800	
	68	265,400	314,600	376,200	399,900	
	69	266,500	316,700	377,400	400,900	
	70	267,800	318,700	378,700	401,900	
	71	269,100	320,700	380,000	402,900	
	72	270,400	322,700	381,300	403,800	
	73	271,200	324,800	382,400	404,800	
	74	272,200	326,900	383,400	405,500	
	75	273,200	329,000	384,400	406,200	
	76	274,200	331,100	385,400	406,900	
	77	275,900	332,900	386,200	407,600	
	78	277,000	334,600	387,000	408,200	
	79	278,100	336,300	388,100	408,900	
	80	279,200	338,000	389,200	409,600	
再任	81	280,300	339,600	390,000	410,400	
用職	82	281,400	341,300	390,700	411,100	
員以	83	282,500	343,000	391,600	411,800	
外の	84	283,600	344,700	392,500	412,400	
職員	85	284,600	346,000	393,300	413,000	
	86	285,600	347,400	394,100	413,500	
	87	286,600	348,800	394,900	414,100	
	88	287,600	350,200	395,700	414,800	
	89	288,700	351,700	396,300	415,500	
	90	289,700	353,000	397,000	416,100	
	91	290,700	354,300	397,700	416,700	
	92	291,700	355,600	398,400	417,200	
	93	292,600	357,200	399,000	417,700	
	94	293,500	358,400	399,700	418,200	
	95	294,400	359,600	400,400	418,800	
	96	295,300	360,800	401,200	419,400	
	97	296,500	361,800	401,900	419,900	
	98	297,500	362,800	402,700	420,400	
	99	298,500	363,800	403,400	420,900	
	100	299,500	364,800	404,200	421,500	
	101	300,500	365,600	404,800	422,000	
	102	301,400	366,600	405,500	422,500	
	103	302,300	367,600	406,200	423,100	
	104	303,200	368,600	406,900	423,700	

105	304,200	369,300	407,600	424,200
106	304,900	370,200	408,300	424,700
107	305,600	371,100	409,000	425,200
108	306,300	372,000	409,800	425,800
109	307,000	372,800	410,400	426,300
110	307,300	373,700	410,900	426,800
111	307,600	374,700	411,400	427,400
112	307,900	375,700	411,900	428,000
113	308,700	376,300	412,500	428,500
114	309,000	377,100	412,900	429,000
115	309,300	378,000	413,400	429,500
116	309,600	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

161	322,700	404,300			
162	323,000	404,700			
163	323,300	405,300			
164	323,500	405,800			
165	323,600	406,400			
166		406,800			
167		407,300			
168		407,800			
169		408,400			
170		408,800			
171		409,400			
172		409,900			
173		410,500			
174		410,900			
175		411,400			
176		411,900			
177		412,500			
178		412,900			
179		413,400			
180		413,900			
181		414,500			
182		415,000			
183		415,600			
184		416,000			
185		416,500			
再任用職員	228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,900	201,300	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	159,600	203,100	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	161,300	205,000	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	163,000	206,800	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	164,600	208,400	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	166,400	210,200	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	168,200	212,100	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	170,000	213,900	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	171,600	215,500	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	173,500	217,300	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	175,400	219,200	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	177,300	220,900	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	179,100	222,600	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	181,000	224,500	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	182,900	226,300	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	184,800	228,000	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	186,500	229,800	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	188,400	231,800	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	190,300	233,900	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	192,200	235,800	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	193,900	237,400	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	195,700	239,400	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	197,500	241,100	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	199,300	243,100	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	201,000	244,800	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	202,800	246,600	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	204,600	248,300	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	206,400	250,200	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	208,100	252,200	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	209,900	254,100	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	211,700	256,100	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	213,500	258,100	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	215,200	259,600	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	217,000	261,400	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	218,800	263,200	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	220,600	265,000	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	222,300	266,900	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	224,100	268,700	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	225,900	270,600	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	227,700	272,500	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	229,400	274,200	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	231,200	275,900	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	233,000	277,700	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	234,800	279,500	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	236,500	281,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	238,300	283,500	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	240,100	285,400	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	241,900	287,400	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	243,600	288,800	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	245,400	290,700	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	247,200	292,500	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	249,000	294,400	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	250,700	296,100	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	252,500	297,900	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	254,300	299,600	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	256,100	301,400	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	257,800	302,900	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	259,600	304,500	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	261,400	306,200	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	263,200	307,800	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	264,800	309,400	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	266,600	310,800	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	268,400	312,300	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	270,200	313,600	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	271,800	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	273,500	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	275,200	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	276,900	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	278,800	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	280,600	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	282,400	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	284,200	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任用職員以外の職員	73	285,800	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	287,500	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	289,200	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	290,900	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	292,700	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78	294,300	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79	295,900	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80	297,500	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81	299,000	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,600	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83	302,200	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84	303,800	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85	305,300	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400		
86	306,500	335,100	358,200	384,300	422,000				
87	307,700	335,800	358,700	384,800	422,500				
88	308,900	336,400	359,200	385,300	423,000				
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500				
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000				
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500				
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000				
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500				
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000				
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500				
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000				
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500				
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000				
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500				
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000				
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500				
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000				
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500				
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000				

	105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400			
	106	322,900	346,600	367,000	393,400				
	107	323,500	347,200	367,400	393,800				
	108	324,100	347,800	367,800	394,200				
	109	324,600	348,300	368,200	394,700				
	110	325,200	348,800	368,600	395,100				
	111	325,800	349,400	369,000	395,500				
	112	326,400	350,000	369,400	395,900				
	113	326,900	350,500	369,800	396,400				
	114	327,400		370,200	396,800				
	115	328,000		370,600	397,200				
	116	328,600		371,000	397,600				
	117	329,000		371,400	398,100				
	118	329,500		371,800	398,400				
	119	330,100		372,200	398,700				
	120	330,700		372,600	399,000				
	121	331,100		373,000	399,400				
	122	331,700		373,300	399,700				
	123	332,300		373,600	400,000				
	124	332,900		373,900	400,300				
	125	333,200		374,000	400,700				
	126			374,100	401,000				
	127			374,200	401,300				
	128			374,300	401,600				
	129			374,500	402,000				
	130			374,600	402,300				
	131			374,700	402,600				
	132			374,800	402,900				
	133			374,900	403,300				
	134			375,000	403,600				
	135			375,100	403,900				
	136			375,200	404,200				
	137			375,300	404,600				
	138			375,400					
	139			375,500					
	140			375,600					
	141			375,700					
	142			375,800					
	143			375,900					
	144			376,000					
	145			376,100					
	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	47
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	48
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	49
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	50
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	52
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	54
第 7 表	扶養手当の支給状況	104
第 8 表	住居手当の支給状況	106
第 9 表	管理職手当の支給状況	107

第 2 部 民間給与等の実態

令和 4 年職種別民間給与実態調査の概要	109	
第 1 0 表	産業別、企業規模別調査事業所数	110
第 1 1 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	111
第 1 2 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	112
第 1 3 表	民間における初任給の改定状況	121
第 1 4 表	民間における家族手当の支給状況	121
第 1 5 表	民間における特別給の支給状況	122
第 1 6 表	民間における給与改定の状況	122
第 1 7 表	民間における定期昇給の実施状況	122
第 1 8 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	123

第 3 部 労働経済指標

第 1 9 表	費目別、世帯人員別標準生計費	125
第 2 0 表	労働経済指標	126

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	327,635	7,927	55,308	4,220	10,111	0	405,201
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	332,582	8,191	56,195	4,226	10,449	0	411,643
行政職給料表(2)	332,165	8,487	54,504	1,252	-	0	396,408
医療職給料表(1)	540,418	8,353	101,546	588	85,894	93,347	830,146
医療職給料表(2)	323,744	3,322	53,393	3,872	6,638	0	390,969
大学教育職給料表	428,814	7,639	71,096	4,153	7,894	0	519,596
高等学校教育職給料表	378,775	8,709	62,534	5,719	3,358	0	459,095
義務教育諸学校教育職給料表	341,467	6,078	56,271	5,690	4,152	0	413,658
消防職給料表	309,065	13,917	52,313	4,773	3,972	0	384,040
全給料表 (企業職を除く。)	332,512	7,737	55,484	4,604	6,530	108	406,975

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	313,341	7,198	52,415	4,053	7,054	10,522	394,583
全給料表 (企業職を含む。)	329,540	7,654	55,009	4,519	6,611	1,722	405,055

(注)1 数値については、令和4年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には「教職調整額」を含む。

3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,192	41.4	16.7
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,992	42.1	17.2
行政職給料表(2)	1,018	51.3	23.9
医療職給料表(1)	17	54.2	12.9
医療職給料表(2)	510	41.6	15.4
大学教育職給料表	36	50.9	5.6
高等学校教育職給料表	306	42.7	13.9
義務教育諸学校教育職給料表	5,224	39.0	12.7
消防職給料表	1,404	37.9	15.4
合 計	14,707	41.0	15.5

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,698	41.0	14.3
企業職を含めた総合計	17,405	41.0	15.3

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,192	4,952	783	456	1
行政職給料表(2)	1,018	126	134	701	57
医療職給料表(1)	17	17	-	-	-
医療職給料表(2)	510	451	56	3	0
大学教育職給料表	36	36	0	0	0
高等学校教育職給料表	306	296	2	8	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,224	5,003	221	0	0
消防職給料表	1,404	918	213	273	0
合計	14,707	11,799	1,409	1,441	58

構成比	100.0%	80.2%	9.6%	9.8%	0.4%
-----	--------	-------	------	------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,698	1,435	755	467	41
企業職を含めた総合計	17,405	13,234	2,164	1,908	99

構成比	100.0%	76.0%	12.4%	11.0%	0.6%
-----	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
	人	人	人	人	人	人
18	5					
19	4					
20	13					
21	11					
22	150				1	
23	163	2			9	
24	147	1			6	
25	143	2			9	
26	105	3			10	
27	138	6			15	
28	115	1			16	
29	144	6			16	
30	115	3			16	
31	115	7			12	
32	109	2			18	2
33	135	3			10	
34	143	3			15	
35	137	8			11	
36	133	7		1	16	
37	161	9			12	1
38	141	4			10	1
39	149	15			14	
40	155	3			20	
41	186	3			12	
42	160	11		1	12	1
43	191	14			20	2
44	205	20		1	21	2
45	200	19			17	2
46	257	31			12	3
47	260	40		1	12	1
48	232	42			19	1
49	268	52			10	1
50	229	41			21	
51	185	44			10	1
52	177	61		1	8	1
53	223	80			15	1
54	150	93		1	11	2
55	140	70		1	17	2
56	142	72		1	20	2
57	153	80			13	1
58	110	78		4	13	1
59	93	82		1	11	2
60以上				4		6
計	人 6,192	人 1,018	人 17	人 510	人 36	

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		5	10
		2	6
		5	18
	1	13	25
3	125	36	315
2	110	25	311
7	143	31	335
14	172	27	367
6	185	20	329
5	195	37	396
9	161	37	339
7	169	51	393
11	143	39	327
4	169	36	343
8	162	53	354
5	152	77	382
7	175	68	411
8	165	59	388
5	168	56	386
14	165	69	431
8	172	58	394
4	149	40	371
8	141	57	384
7	125	54	387
8	119	33	345
9	142	25	403
7	123	33	412
12	115	33	398
4	124	39	470
4	137	31	486
8	121	31	454
3	112	23	469
6	103	38	438
6	106	16	368
3	103	17	371
13	103	21	456
7	124	17	405
9	102	18	359
14	104	22	377
14	119	16	396
17	113	17	353
20	107	19	335
			10
人	人	人	人
306	5,224	1,404	14,707

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	11
2	8
3	21
35	60
104	419
92	403
93	428
72	439
64	393
59	455
63	402
54	447
49	376
55	398
67	421
49	431
55	466
48	436
54	440
59	490
45	439
48	419
36	420
47	434
54	399
49	452
63	475
59	457
98	568
87	573
99	553
108	577
93	531
103	471
113	484
85	541
76	481
61	420
82	459
66	462
72	425
59	394
17	27
人	人
2,698	17,405

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	341	38	1	14	12
1	242	24	1	26	4
2	199	8	2	12	6
3	172	5		10	1
4	192	3	1	21	1
5	186	2		30	
6	178	2		33	1
7	166	4		16	1
8	116	2		12	1
9	106	6	1	10	
10	181	6		10	1
11	165	3		16	1
12	239	3	1	18	1
13	247	3	1	13	1
14	188		2	17	1
15	131			14	
16	104		1	11	1
17	120		1	17	
18	112			20	
19	117	14	2	13	
20	153	29		10	
21	186	72		8	
22	231	55	1	12	
23	143	75		6	
24	161	73		11	
25	132	88		17	
26	190	97		15	
27	191	79	1	12	3
28	221	60	1	10	
29	164	51		17	
30	148	77		13	
31	174	26		8	
32	121	33		11	
33	96	29		9	
34	109	23		5	
35	82	10		8	
36	67	6		2	
37	37	6		3	
38	31	4			
39	26				
40	17				
41	10	2			
42					
43					
44					
45					
計	6,192	1,018	17	510	36

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
12	279	41	738
12	215	40	564
13	282	43	565
20	272	31	511
15	242	17	492
8	268	49	543
12	210	57	493
18	211	57	473
13	202	47	393
12	185	37	357
8	169	50	425
9	121	107	422
15	230	67	574
8	194	66	533
10	221	63	502
5	159	41	350
4	176	31	328
8	139	34	319
8	146	43	329
4	122	37	309
4	84	47	327
10	160	38	474
8	58	37	402
4	32	20	280
4	84	25	358
4	83	26	350
8	43	23	376
7	42	25	360
4	47	17	360
4	41	23	300
5	89	25	357
3	95	19	325
3	89	20	277
5	85	27	251
5	46	20	208
2	43	14	159
9	37	8	129
2	18	11	77
1	4	8	48
	1	8	35
		5	22
			12
人	人	人	人
306	5,224	1,404	14,707

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
197	935
178	742
189	754
114	625
99	591
104	647
94	587
87	560
73	466
62	419
70	495
45	467
85	659
71	604
44	546
28	378
38	366
21	340
23	352
80	389
60	387
54	528
65	467
64	344
71	429
57	407
71	447
73	433
89	449
58	358
52	409
51	376
62	339
42	293
38	246
31	190
18	147
13	90
17	65
4	39
	22
6	18
人	人
2,698	17,405

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6				1				
7	5							
8								
9								
10								
11	4							
12								
13	1							
14	1							
15	9			1		1		
16	2							
17								
18	2							
19	7							
20	2							
21	3			1				
22	1			2				
23	2			4				
24				4				
25	3	2		1	1			
26	2	1						
27	157	50		6				
28	4	25		1				
29	10	32				1		
30	3	13		4		1		
31	140	60		2		2		
32	9	31	1	6				1
33	22	33		6	2	1		1
34	13	19		7		3	1	8
35	105	33		6			1	5
36	29	38		5				1
37	21	37		6		1	2	1
38	10	20		13		2		3
39	2	37	7	9		4	1	2
40	1	35	4	8		6	3	1
41	1	31	11	15		7	1	
42		20	15	13		15	5	2
43		41	26	8	2	15	6	1
44	1	37	13	16	3	14	11	1
45		39	18	16	3	13	12	
46		25	25	15	7	20	8	
47		39	14	14	8	20	8	
48		35	18	13	7	14	9	1
49		24	12	15	16	21	5	
50		26	24	14	13	19	7	
51		29	27	14	17	19	11	
52		31	24	14	13	24	10	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		16	13	17	12	15	4	
54	2	28	31	24	15	17	4	
55	2	42	18	17	12	25	2	
56		24	22	19	11	11	5	
57	2	33	20	23	14	18	4	
58		26	31	27	17	10	4	
59	1	40	23	28	10	18	3	
60		24	11	29	11	17	5	
61		27	24	22	13	20	3	
62		25	21	39	9	13	1	
63		45	23	25	8	21	3	
64		30	31	30	15	16		
65		21	31	25	9	18	2	
66		21	23	28	16	18	1	
67		48	21	30	2	12	2	
68		30	23	34	7	10	1	
69		37	15	25	9	14		
70		28	19	23	8	14	1	
71		44	27	16	13	5		
72		19	20	20	5	7		
73		17	19	25	6	8		
74		13	18	28	7	10		
75		26	25	20	5	7		
76		12	26	16	5	10		
77		15	23	15	3	4		
78		4	17	22	7	2		
79		14	22	20	2	3		
80		5	18	20	7	2		
81		3	18	14	4	4		
82		1	17	19	4	2		
83		7	19	17	6			
84			17	11	1	4		
85		1	19	11	3	6		
86			25	16	2			
87			20	10	4			
88			19	14	1			
89		1	21	15	2			
90			13	7	1			
91		1	23	6	1			
92			17	9				
93			22	11	1			
94			19	5	1			
95			21	7				
96			18	7				
97			23	6				
98			21	5	1			
99			12	9				
100			12	7				
101		1	23	4	1			
102			10	6	1			
103			16	5				
104			16	6				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			11	5	2			
106			13	7				
107			11	4				
108			11	3				
109			16	4				
110			12	1				
111			16	4				
112		2	8	3				
113			3	6				
114		1	15	3				
115			16	3				
116			6	1				
117		2	11	3				
118			10	3				
119			9	4				
120			11	5				
121			5	4				
122			7					
123			8	1				
124			11	1				
125			7					
126			6	4				
127			9	2				
128			3	1				
129			10					
130			9	4				
131			8					
132			4					
133			6					
134			5					
135			5	1				
136			5					
137			4	10				
138			1					
139			6					
140			3					
141			2					
142			5					
143			2					
144			6					
145			4					
146			3					
147			4					
148			5					
149			24					
合計	579	1,577	1,651	1,241	386	584	146	28
平均給料月額	185,574円	245,738円	350,684円	369,805円	408,555円	436,985円	470,647円	507,804円
平均年齢	23.2歳	32.0歳	46.6歳	45.2歳	50.1歳	52.2歳	55.6歳	57.3歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		3		
23				
24				
25				
26		1		
27		2		
28			3	
29		1		
30		4	3	
31		3		
32			5	
33				
34		3	4	
35				
36		3	5	
37			1	
38		6	7	
39				
40			7	
41			6	
42			1	
43				
44			4	
45			1	
46			1	
47				
48			1	
49			1	
50				
51				1
52				

給号	級	1	2	3	4
53			1	1	
54			1	2	
55			1	1	
56			2		
57				3	
58			2		
59				2	
60			2	6	1
61			1		
62			1		
63			1	2	
64				4	1
65				4	2
66			1	7	1
67			1	6	3
68				4	2
69			1	6	4
70				6	1
71			4	7	
72			1	4	7
73			1	9	5
74			2	11	2
75				9	6
76				9	2
77			1	16	1
78			2	10	3
79				11	3
80			1	18	6
81			2	22	2
82			1	19	4
83			1	17	3
84				21	1
85				36	1
86				23	2
87			1	27	4
88				18	3
89				12	1
90				19	3
91				19	1
92				22	5
93				18	3
94				27	1
95				20	
96				17	4
97				12	2
98				15	3
99				18	3
100				19	1
101				16	
102				18	2
103				12	
104				18	

給号 / 級	1	2	3	4
105			9	
106			9	
107			6	3
108			9	2
109			13	2
110			6	2
111			12	1
112			8	
113			11	
114			3	1
115			5	
116			6	
117			6	
118			7	2
119			7	1
120			4	1
121			2	
122			1	
123			1	2
124			3	
125			3	
126			1	1
127			1	2
128			1	1
129			1	2
130			1	1
131			1	1
132			1	1
133				
134			1	
135				
136				
137			1	4
138				
139			3	
140			2	
141			1	
142				
143			1	
144				
145				
146				
147				
148			1	
149			10	
合 計	26	82	781	129
平均給料月額	178,050円	230,911円	342,261円	366,467円
平均年齢	27.7歳	38.5歳	52.7歳	55.4歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37				2		1
38						
39						
40						
41						
42					1	
43						
44						
45					1	
46						1
47						1
48						
49					1	
50						
51						
52						1

号給 \ 級	1	2	3	4	5
53					1
54				1	
55					1
56					
57					
58					
59				1	
60					
61					
62					1
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					1
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	*	2	6	8
平均給料月額	-	*	468,000円	534,700円	579,463円
平均年齢	-	*	43.0歳	56.2歳	57.9歳

(注) 「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27	1	7					
28							
29	2						
30		2					
31	6	4					
32							
33		6					
34	1	3		1	1		
35	3	4					
36		1					
37	2	5			1		
38	1	5		1			
39	1	4	1			1	
40		4	3	1			1
41	1	2	1				
42	1	6	2				1
43	1	1	1	1		1	
44	1	7			1		1
45		2	1		1	2	
46		9	3	1		1	
47		4				1	
48		6	1	1			1
49		5	6			1	
50		2	6			1	
51		2	3	1		1	1
52		4	5	1	2	3	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		4	2	2	1	1	
54		1	2	1	3	1	
55		2	4	3		1	
56		3	3	2		2	
57		2	2	4	1	2	
58		2	5	1	2	1	
59		5	4	1			
60		7	2	1	2	3	
61		8	5	5			
62			1	2	1	1	
63		4	3	2			
64		2	2	3			
65		3	3	2	1		
66		2	5	1		1	
67		6	2	4	2	1	
68		2	7	1	1		
69		3	1		1	2	
70		3	2	4	1		
71		1	1	1			
72		2	3	2		2	
73		3	1	1		2	
74		1	2	1	1	2	
75			3	2		1	
76			2	1			
77		1	3		2	1	
78		1	4	1	1		
79			1	1	2		
80		1	2	1	1		
81			1	2	1	1	
82			1		1		
83							
84				2			
85			1	1			
86			1	2			
87				1			
88				1			
89			1	2			
90			1				
91				1			
92			2	1			
93				1	1		
94			4	1			
95			3	1			
96			4	1			
97							
98			3				
99				2			
100				1			
101				1			
102			2	1			
103			1	1			
104			1	1			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105				1				
106				1	1			
107				1				
108					2			
109								
110				3				
111				2				
112								
113								
114				1				
115								
116				1	1			
117								
118								
119				3				
120				1				
121				1				
122								
123				2				
124				2				
125				1				
126								
127				1				
128								
129								
130								
131								
132								
133				1				
134				1				
135								
136				1				
137				1				
138								
139								
140								
141				1				
142								
143								
144				1				
145								
146								
147								
148								
149				1				
合 計		21	164	164	86	32	37	6
平均給料月額		193,319円	243,821円	346,205円	374,163円	408,769円	438,359円	467,950円
平均年齢		24.3歳	31.4歳	45.5歳	47.4歳	50.2歳	55.6歳	57.3歳

大学教育職給料表 [看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、
助教及び助手である職員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41		1		
42				
43				
44				
45		1		1
46				
47				
48				
49			2	
50			1	
51				
52				

給号 級	1	2	3	4
53		1		2
54				
55			1	
56				
57		2		
58				
59		1		
60				
61		1		1
62				
63				
64				
65	1			1
66				
67		1		
68				
69				3
70		1		
71				
72				
73				
74				
75				2
76			1	1
77	1			
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84			1	
85				1
86			1	
87				
88				
89		1		
90				
91				
92				
93				
94				
95	1			
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109			1		2
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		5	12	5	14
平均給料月額		319,840円	386,208円	431,620円	503,250円
平均年齢		40.6歳	47.3歳	51.8歳	57.4歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			3		
12					
13			2		
14					
15					
16					
17					
18					
19			7		
20			1		
21			3		
22					
23			3		
24			5		
25			1		
26					
27			2		
28			4		
29			2		
30					
31			2		
32					
33			3		
34			1		
35			2		
36			3		
37			1		
38			5		
39			3		
40			2		
41			1		
42			2		
43			2	1	
44			3		1
45					
46			2		
47			2	1	
48			3		
49				1	1
50			1		
51			2		
52					
53			3		
54			3		
55			2	1	
56			2		

号給 / 級	1	2	3	4	5
57					1
58		1			
59		3			
60					
61		2	1		
62		3			
63		2			
64		2			
65		1			
66		4			
67		4			
68		2	1		
69		2	1		
70		2	1		
71		2			
72		2			
73		2			
74	1	3			
75		2			
76		1	1	2	
77		2		1	
78		1	2		
79		1			
80		1			
81				2	
82		2	1		
83		1			
84		1		1	
85	1	3	1	6	
86					
87		2			
88		3			
89		3	2		
90		4	1		
91			2		
92		1			
93		1			
94			1		
95			1		
96		1	3		
97		5	1		
98			1		
99		1	1		
100		1	2		
101		2	1		
102		2	2		
103			1		
104		2			
105		1	2		
106		1			
107		1			
108		1			
109			4		
110		5			
111		1			
112		2			

給 号	級	1	2	3	4	5
113			1			
114			2			
115						
116			1			
117			1			
118						
119		1	1			
120		1	2			
121			1			
122						
123			1			
124			2			
125			1			
126						
127						
128			2			
129						
130			1			
131			2			
132			1			
133			1			
134						
135			1			
136			4			
137			2			
138			2			
139			3			
140			3			
141			1			
142			2			
143			1			
144			2			
145			1			
146			1			
147			2			
148			1			
149			2			
150			4			
151			3			
152			4			
153			4			
154			3			
155			2			
156			1			
157			1			
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165			4			
合 計		4	249	38	12	3
平均給料月額		308,412円	363,505円	450,473円	466,958円	479,067円
平均年齢		40.0歳	40.5歳	51.9歳	56.8歳	58.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			1		
12					
13					
14					
15			1		
16					
17			124		
18					
19			8		
20			1		
21			106		
22			1		
23			9		
24			4		
25			124		
26			5		
27			10		2
28			5		
29			148		
30			9		
31			17		
32			18		
33			143		
34			7		
35			25		
36			17		
37			135		1
38			9		
39			35		7
40			26		4
41			97		9
42			18		10
43			43		8
44			19		13
45			87		11
46			22		13
47			37	2	3
48			22	1	8
49			62		9
50			32		7
51			28		5
52			30	1	7

号給	級	1	2	3	4	5
53			78	1		6
54			31			2
55			34	1		4
56			33	1		3
57			47	1		4
58			38			
59			43	2		
60			34	3		
61			39	1		
62			47	2		
63			24			
64			36	7		
65			36	6		
66			50	2	1	
67			50	2		
68			38	3		
69			39	3		
70			41	8		
71			39	7		
72			26	3	1	
73			37	8		
74			41	7		
75			39	9		
76			51	11		
77			33	3		
78			54	5		
79			36	7	1	
80			40	7		
81			42	5		
82			42	9		
83			54	9		
84			34	6	1	
85			39	12	1	
86			34	8		
87			31	18	1	
88			35	11	2	
89			42	8		
90			39	10	1	
91			37	8	4	
92			29	11	1	
93			35	6	2	
94			29	18	3	
95			36	8	4	
96			28	10	8	
97			27	15	2	
98			25	11	6	
99			22	17	5	
100			31	13	6	
101			27	13	5	
102			28	13	3	
103			24	10	8	
104			32	11	8	

級 号給	1	2	3	4	5
105		20	11	5	
106		15	9	6	
107		24	11	5	
108		19	15	6	
109		26	12	9	
110		29	10	7	
111		22	11	10	
112		31	11	10	
113		19	7	5	
114		20	11	4	
115		15	9	4	
116		15	7	7	
117		11	22	5	
118		13	9	6	
119		14	12	4	
120		20	9	1	
121		14	2	6	
122		18	12		
123		13	17		
124		19	12		
125		19	10		
126		18	7		
127		14	13		
128		12	6		
129		13	8		
130		11	9		
131		11	6		
132		12	6		
133		10	10		
134		17	10		
135		12	3		
136		12	8		
137		7	25		
138		6			
139		9			
140		5			
141		7			
142		12			
143		8			
144		13			
145		3			
146		5			
147		4			
148		7			
149		11			
150		10			
151		9			
152		5			
153		12			
154		8			
155		10			
156		12			

号給	級	1	2	3	4	5
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
合 計		0	4,200	714	174	136
平均給料月額		-	320,783円	420,232円	433,674円	448,748円
平均年齢		-	35.8歳	50.3歳	53.6歳	57.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1						1		
2								
3	5							
4								
5								
6								
7	2							
8								
9								
10	2							
11	4							
12	1							
13	1							
14	2	1	1					
15	9	1						
16		1						
17	1							
18								
19	13		1					
20	1							
21			1					
22		1						
23	28	1						
24	1							
25	1							
26			1					
27	22	6						
28	6	1	1					
29	2	2	2					
30		2	1					
31	34	3	1					
32	2	8	1					1
33	3	3	3					
34		1	2					
35	16	8						
36	3	4	2	1				
37	5	2	6					
38	1	1	3	1				
39	10	19	4					
40	3	11	4				1	
41	2	12	4					
42	1	7	2			1		
43	27	24	2		1		1	
44	8	20	2			2		
45	5	10	5					3
46	2	16	3					
47	39	18	1	1		1	2	
48	7	17	4					
49	3	12	5		1	3	1	
50	4	9	2	1				
51	24	8	6	2		1	1	
52	13	11	13		1	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	7	12	4			1	4	1
54	3	9	4	1		1	4	2
55	13	12	6	1		2	3	
56	5	15	10			1	1	1
57	3	13	7	1		2		
58	3	8	5			4	1	
59	17	4	10	2		8	1	
60	7	7	7	4		1	2	
61	3	6	4	2		5	7	
62	3	6	7			1	2	
63		2	6	1		1	2	
64	1		3	6		1	2	
65			7	1		3	1	
66		1	6	4		1		
67			9	4		1	5	
68			8	3				
69			5	4		3	3	
70			4	4		2		
71			5	5		1		
72			3	4			1	
73			9	6		2	2	
74			9	2		1	2	
75			3	1		3		
76			8	3		6		
77			4	6		1	1	
78			3	4		2		
79			8	1		2		
80		1	3	3				
81			4	2		1		
82		1	4	2				
83			3	3		1	1	
84			3	3		3		
85			3	1				
86			3	3				
87			4	3				
88			4	2				
89			4	2				
90			3	1				
91			1	1				
92			4	3				
93			1	3				
94			2	2		1		
95			2	1		1		
96			1					
97			2	1				
98			6	1		1		
99			2					
100			1	2				
101			6	1				
102			5			1		
103			2	2				
104			4					

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105				2	1				
106				5	1				
107				4	1				
108				2					
109				1					
110					1				
111					1				
112				5					
113		10		3					
114									
115				4					
116				4					
117				2					
118				2					
119				1	1				
120				1					
121				3					
122				4					
123				5					
124				3					
125				2					
126				3					
127				3					
128				5					
129				4					
130				3					
131				3					
132									
133				1					
134									
135									
136									
137					1				
138									
139				3					
140				1					
141				1					
142									
143									
144									
145				1					
146				1					
147									
148									
149				10					
合 計		378	347	416	125	68	55	14	*
平均給料月額		223,458円	285,428円	346,152円	378,206円	412,134円	437,104円	469,593円	*
平均年齢		26.8歳	35.5歳	43.2歳	44.5歳	50.6歳	52.9歳	56.1歳	*

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5						1		
6								
7	1							
8								
9								
10								
11	2							
12								
13								
14								
15	1							
16								
17								
18								
19								
20	1							
21								
22								
23				1				
24								
25								
26								
27	20	8						
28	1							
29	2							
30	1	1						
31	22	11		1				
32		6						
33	1	6		2				1
34	2	3						
35	6	2		1				
36	3	5						
37		15		1				
38	2	4						
39		5		2				
40		2					1	
41		5		1				
42		2	1					
43		5	1	1		1		
44		5	4	1				
45		3	3			1	2	
46		2	1		1	1	1	
47		9	3			1		
48		5	3	1	2			
49		5	3	1		1	1	
50			5	1	3	2		
51		4	3	2	1		1	
52		5	2		2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	1			5	1	
54		8	2	1	1			
55		4	5	2	1	1		
56		8	2	3	1	1		
57		7	3	1	5	1		
58		4	1	6	1	3		
59		8	1		3	1		
60		4	4	2	2	1	1	
61		5	1	3	2	6		
62		6	2	1	2	2	1	
63		10	3	4	5	4		
64		5	3	3	1	1		
65		6	3	2	2	1	2	
66		5	1	4	1			
67		8	1	5	2	1		
68		5	1	2	1	4		
69		3	2	3		2		
70		9	2	4	1	1		
71		2	1		1		1	
72		1	5	2	4			
73		2	4	8	2	3		
74		1	4	6	5	3		
75		5	7	2	1	1		
76		2	7	3		1		
77		1	8	1				
78			4	4	1	1		
79		2	9	4	2			
80		1	3	6	1			
81		1	2	5				
82			6	1	1			
83			6	4	1	1		
84			1	3	1			
85			3	3	1	4		
86			2	2				
87			6	4				
88				2	1			
89			1	3				
90				2				
91		2	7	1				
92			1		1			
93			1	1				
94			2					
95			3					
96			1					
97			3	2				
98			2	4				
99			4	2				
100			2					
101			2					
102			5					
103								
104			2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				6				
106				6				
107				2	2			
108				2				
109				2				
110				3				
111				2				
112								
113				5	1			
114				6				
115				5				
116								
117		1		1				
118								
119				3				
120				2	1			
121								
122								
123				1	1			
124								
125				1	1			
126				1				
127				1				
128				2				
129								
130								
131				1				
132				3				
133								
134				1				
135				1				
136				1				
137								
138				3				
139								
140				1				
141								
142				2				
143								
144								
145								
146								
147				1				
148								
149				10				
合 計	65	246	256	143	63	57	12	*
平均給料月額	183,008円	247,571円	354,268円	373,983円	410,633円	439,240円	473,267円	*
平均年齢	23.3歳	32.7歳	47.7歳	46.9歳	51.6歳	53.4歳	57.6歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		1		
33				
34		1		
35				
36		1		
37				
38			1	
39				
40			2	
41				
42				
43			2	
44			1	1
45				
46				
47				
48				
49				
50			1	
51				
52				

号給	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59				1	
60					
61				2	
62				1	
63					1
64					
65					
66					
67					
68					
69				1	
70					1
71					
72				1	
73					
74				2	
75					
76				1	
77				4	
78				2	
79				3	2
80				2	
81				1	
82					
83				2	
84				1	
85				1	
86				3	1
87				3	1
88				5	1
89				5	1
90				1	
91				6	1
92				5	
93				2	1
94				1	
95				5	
96				2	
97				3	1
98				1	2
99				1	1
100				3	1
101					
102				2	1
103					
104				2	1

給 号	級	1	2	3	4
105				2	
106				1	
107					1
108				1	
109				1	1
110				1	
111				2	
112				1	
113					
114				3	1
115				3	
116				2	
117					
118				1	1
119				2	
120					
121					
122					
123				1	1
124				1	
125					
126					1
127					1
128					
129					
130					
131				1	
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139				1	
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		3	7	100	24
平均給料月額		182,033円	218,686円	342,467円	369,804円
平均年齢		28.7歳	36.4歳	50.2歳	53.8歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23	1							
24								
25								
26				1				
27	1	2						
28								
29								
30		1						
31								
32								
33	1			1				
34								
35		1						
36								
37		1						
38				1				
39								
40		1						
41		2						
42							1	
43						1		
44								
45				1				
46								
47								
48		1						
49		1					1	
50							1	
51		1					1	
52		1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53								
54		1						
55		1		1				
56		1			1			
57		2				1		
58						1	1	
59								
60		1	1	1				
61						1		
62								
63								
64								
65						1		
66								
67								
68			1	1			1	
69						2		
70				1				
71								
72								
73								
74								
75			1			1		
76								
77						1		
78		1						
79								
80								
81			1			1		
82			1					
83			1					
84			1					
85			1	2				
86								
87			1					
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98			1					
99								
100								
101								
102								
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107					1				
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119				1					
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
合 計		3	19	11	12	6	8	3	0
平均給料月額		180,067円	237,879円	355,918円	359,508円	407,200円	439,888円	474,333円	-
平均年齢		22.7歳	30.3歳	48.1歳	43.0歳	50.7歳	51.0歳	56.3歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22		1					
23							
24							
25							
26		1					
27		1					
28							
29		1	1				
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							1
42			1				
43							
44							
45							
46							
47			1				
48							
49							1
50							
51							
52							

給号 級	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55						
56						1
57						
58		1			1	
59		1				
60		1			1	
61						
62			2			
63						
64		1				
65						
66					1	
67		2				
68						
69						
70			1		1	
71						
72			1			
73			1			
74						
75						
76			2			
77						
78						
79			2			
80						
81						
82			1	1		
83						
84				1		
85				1		
86			1	1		
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96				1		
97			1			
98						
99						
100						
101			1			
102						
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105						
106			1			
107			1			
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118			1			
119			1			
120			1			
121			2			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145			1			
146			1			
147						
148						
149						
合 計	4	9	23	5	4	3
平均給料月額	176,975円	252,133円	360,665円	384,540円	409,750円	432,000円
平均年齢	23.0歳	38.9歳	53.9歳	56.2歳	54.3歳	57.7歳

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20		1		
21				
22		1		
23				
24				
25				
26		2		
27		1		
28				
29		1		
30		1	1	
31				
32				
33				
34				
35		1		
36		1		
37				
38		1	1	
39		1		
40			2	
41			1	
42			2	
43			1	
44			3	
45			1	
46			7	
47			2	
48				
49			1	
50			9	
51			2	
52			9	

給号 級	1	2	3	4
53				
54		1		
55		2		
56		7	1	
57		2	1	
58			1	
59		1		
60		2		
61		2	1	
62		1	1	
63		2	2	
64		1		
65		1		
66		3	1	
67		3	1	
68		1	1	
69		2	2	
70			5	
71		1	5	
72		3	2	
73		1	1	1
74			3	
75			3	
76		1	1	1
77		2	8	
78		2	3	
79		1	3	
80		2	4	1
81		1	3	
82			4	2
83			4	
84			4	
85		1	5	
86			6	2
87			7	1
88			4	2
89			5	1
90			5	
91			2	
92			3	1
93			5	
94			2	
95			7	2
96			3	1
97			1	1
98			3	
99		1	7	
100			4	1
101			4	2
102			2	
103			1	1
104			2	

給号 級	1	2	3	4
105				
106			5	1
107			4	
108			3	1
109			1	1
110			2	
111			4	
112			1	
113			1	
114			2	
115				
116			1	1
117				
118				
119				1
120			2	
121				
122				
123				
124			1	
125			2	
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	11	89	172	25
平均給料月額	174,591円	244,394円	340,803円	368,564円
平均年齢	26.6歳	45.0歳	53.2歳	55.2歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18	1							
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	2	1						
28								
29								
30								
31								
32	1							
33								
34	1							
35		2						
36		1						
37		1						
38								
39		1						
40								1
41							1	
42						1		
43								
44		1						
45								
46		1						
47		1	2	1	1			
48				1		1		
49		2			1			
50			1	1		1		
51							1	
52			1	2	1		1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				2				
54		1	1		1			
55		2		1				
56								
57			1					
58		1			1	1		
59		2		1			1	
60				2	1	1		
61		1						
62		1						
63					1			
64		2				1		
65		1		1				
66					1			
67		4	1	1				
68				1		2		
69		3						
70			1	1			1	
71				1				
72		1						
73				1		2		
74		1		1	1			
75			1			1		
76								
77					2			
78				1				
79				1				
80			1					
81						1		
82								
83				1	1			
84			1					
85			1			1		
86								
87								
88								
89		1						
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99			1					
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106		1						
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114			1					
115								
116								
117								
118								
119			1					
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	33	15	21	12	13	5	*
平均給料月額	179,960円	257,239円	344,847円	368,314円	409,258円	441,485円	473,440円	*
平均年齢	22.8歳	35.3歳	44.8歳	45.2歳	50.3歳	54.5歳	56.4歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		0	0	0	0
平均給料月額		-	-	-	-
平均年齢		-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			3			
6						
7						
8						
9			7			
10						
11						
12						
13			7	6		
14						
15						
16						
17			12	6		
18						
19			1			
20						
21			6	5	6	
22						
23						
24						1
25			12	6	1	
26						
27						
28					4	
29				5		
30						
31						
32						3
33				3	1	
34						
35						
36					4	
37					1	
38						
39						
40				1	2	
41					2	
42						
43						
44					1	
45					1	
46					1	1
47						
48					2	
49					2	
50					1	1
51					1	
52					3	

給 号	級	1	2	3	4	5
53					1	
54						
55					1	1
56					1	2
57						
58					1	
59						
60					6	
61						1
62					1	
63						
64					1	
65					1	1
66					3	
67						
68					2	
69					1	1
70					2	
71					1	
72					1	
73					3	1
74					2	
75					1	1
76					2	1
77					5	1
78						
79						
80						
81						
合 計		0	48	32	73	12
平均給料月額		-	369,667円	436,638円	529,063円	588,900円
平均年齢		-	34.6歳	39.8歳	51.4歳	61.7歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					
24							
25	2						
26							
27	7	4					
28		1					
29	36						
30				1			
31	4	5					
32	1						
33	82	42		1			
34		7					
35	16	8					
36	4	4					
37	65	26					
38		12				1	
39		10		1			
40	2	4	1				
41	67	10	1	1			
42	5	12	1				1
43	2	8	1	1	1		
44		7				2	
45	2	10				1	
46		11	2	1		1	
47		10	2				
48		6	2				
49		9	5				
50		5	5				
51		8	3	1		1	
52	1	7	4			1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		6	1		1	1	2
54		5	2		1		
55		9	7				
56		7	1			1	
57		6	4	1			
58		4	3	1			
59		6	5			2	
60		7	4	1		2	
61	2	11	3		1	2	
62		7	4		1	1	
63		5	3			2	
64		7	3				
65		9	1	1		2	
66		6	5				
67		4	5				
68		5	4	1			
69		7	5		2		
70		6	4	1	1	1	
71		3	5		1		
72		3	1				
73		4	2	1			
74		4	5		1		
75		5	6	2	1		
76		1	3		1		
77		1	8	2	3	1	
78		2	4				
79		2	5	1			
80		3	3	3			
81		1	3	3			
82		1	2	1			
83		1	2	4			
84			3				
85		1	2	1		1	
86		1	3	1			
87		1	7	2			
88		1	1	2			
89			3	3			
90		1	3	5			
91		1	5				
92			2	1			
93		1	1	1			
94		2	4	1			
95		1	4				
96			4				
97		1	1				
98				3			
99			3	4			
100							
101			4	1			
102			1	1			
103		1	1	2			
104			5				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105							
106			2	1			
107		1	2				
108		1	1	1			
109			2	3			
110			1	2			
111				1			
112			1				
113			1				
114							
115			1				
116			1	2			
117		1	1	2			
118							
119			2				
120			1				
121							
122			2				
123				1			
124			3	1			
125			1	1			
126							
127			1				
128				1			
129							
130			1	1			
131			2				
132			1	1			
133			1				
134			1				
135			2	2			
136							
137			1	2			
138							
139							
140							
141							
142							
143			1				
144							
145							
146							
147							
148			1				
149			4				
合 計	298	390	235	80	15	23	3
平均給料月額	194,924円	245,369円	350,971円	383,643円	411,500円	437,622円	470,033円
平均年齢	23.2歳	31.9歳	47.8歳	49.5歳	53.7歳	55.0歳	56.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,407	38.9	0.8	2.0
行政職給料表(2)	472	46.4	0.8	1.8
医療職給料表(1)	8	47.1	0.9	1.9
医療職給料表(2)	81	15.9	0.3	1.9
大学教育職給料表	13	36.1	0.7	1.9
高等学校教育職給料表	125	40.8	0.9	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,555	29.8	0.6	2.0
消防職給料表	878	62.5	1.4	2.2
合計	5,539	37.7	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,010	37.4	0.7	1.9
企業職を含めた総合計	6,549	37.6	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

扶養親族数	区分		続柄別扶養親族数			
	手当受給職員					
	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合計
1人	1,949	35.2	1,289	562	98	1,949
2人	2,075	37.5	3,438	648	64	4,150
3人	1,176	21.2	2,733	774	21	3,528
4人	300	5.4	934	255	11	1,200
5人	34	0.6	136	30	4	170
6人	5	0.1	25	5	0	30
合計	5,539	100.0	8,555	2,274	198	11,027

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区分	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,543	20,341
全職員平均額	7,737	7,654

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	年齢別			手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下	31歳以上～ 40歳以下	41歳以上		
行政職給料表(1)	1,457	548	497	412	23.5	4,220
行政職給料表(2)	109	4	19	86	10.7	1,252
医療職給料表(1)	1	0	0	1	5.9	588
医療職給料表(2)	107	42	41	24	21.0	3,872
大学教育職給料表	13	0	3	10	36.1	4,153
高等学校教育職給料表	91	45	24	22	29.7	5,719
義務教育諸学校教育職給料表	1,482	781	467	234	28.4	5,690
消防職給料表	329	174	120	35	23.4	4,773
合 計	3,589	1,594	1,171	824	24.4	4,604

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	605	247	174	184	22.4	4,053
企業職を含めた総合計	4,194	1,841	1,345	1,008	24.1	4,519

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,868	18,754
全職員平均額	4,604	4,519

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	758	12.2	82,599	10,111
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	16	94.1	91,263	85,894
医療職給料表(2)	43	8.4	78,726	6,638
大学教育職給料表	4	11.1	71,050	7,894
高等学校教育職給料表	15	4.9	68,500	3,358
義務教育諸学校教育職給料表	310	5.9	69,968	4,152
消防職給料表	70	5.0	79,664	3,972
合 計	1,216	8.3	78,975	6,530
企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	214	7.9	88,933	7,054
企業職を含めた総合計	1,430	8.2	80,465	6,611

第2部 民間給与等の実態

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和4年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された497事業所

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係475人（事務・技術関係職種440人）、初任給関係以外の調査職種6,239人（事務・技術関係職種の調査実人員6,000人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、57,432人であり、事務・技術関係職種は53,628人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	6	3	1	2
製造業	26	12	12	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	15	10	4	1
運輸業、郵便業	13	10	3	0
卸売業、小売業	3	0	3	0
金融業、保険業	0	0	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	2	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	1	2	0
医療、福祉	1	0	1	0
複合サービス事業	2	2	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	4	2	2	0
合計	77	43	29	5

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が33事業所あった(規模不適1事業所を含む。)
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学卒	213,239	217,563	206,400	212,000
		短大卒	186,939	186,448	187,885	-
		高校卒	176,439	173,246	176,098	185,550
	新卒技術者	大学卒	219,731	225,098	213,803	220,000
		短大卒	191,227	190,679	191,625	-
		高校卒	176,476	175,209	176,676	185,000
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	216,084	220,601	210,114	214,667
		短大卒	188,835	187,870	190,030	-
		高校卒	176,456	174,094	176,413	185,440

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	207,524
	短大卒	181,540
	高校卒	168,548

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	52.4	615,969	131	615,838	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	3	52.6	536,853	137	536,715		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	52.3	687,712	125	687,587		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	2	55.8	1,016,480	143	1,016,338	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	2	55.8	1,016,480	143	1,016,338		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	242	53.5	658,854	1,574	657,280	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	191	53.3	663,231	1,822	661,409		
	短 大 卒	18	55.4	639,738	302	639,437		
	高 校 卒	32	53.8	639,985	686	639,299		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	326	54.0	695,335	1,583	693,752	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	258	53.9	699,364	1,638	697,726		
	短 大 卒	26	52.8	676,027	1,420	674,607		
	高 校 卒	42	54.9	683,321	1,346	681,975		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	80	53.5	598,515	899	597,616	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
大 学 卒	70	53.6	600,414	989	599,424			
短 大 卒	3	55.2	569,202	301	568,901			
高 校 卒	7	50.8	590,910	0	590,910			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	74	51.8	667,194	2,529	664,664	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	60	51.5	680,624	2,806	677,817			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	13	54.0	590,911	956	589,955			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	431	50.4	555,766	4,710	551,056	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	293	50.4	561,306	5,421	555,885			
短 大 卒	37	50.6	528,929	306	528,623			
高 校 卒	96	50.8	543,175	3,901	539,274			
中 学 卒	5	47.1	646,492	0	646,492			
技 術 課 長	664	48.7	573,766	7,379	566,388	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	481	47.8	577,661	8,279	569,382			
短 大 卒	65	50.9	574,537	3,131	571,406			
高 校 卒	114	51.5	556,919	5,841	551,078			
中 学 卒	4	51.0	440,348	0	440,348			

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	27	46.3	534,520	72,877	461,644	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	12	44.3	538,082	80,478	457,603		
	短大卒	2	47.1	486,977	73,195	413,782		
	高校卒	12	49.7	536,145	63,919	472,227		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	102	42.3	502,810	60,867	441,943		
	大学卒	80	40.5	513,239	66,187	447,052		
	短大卒	9	46.5	455,567	41,833	413,735		
	高校卒	13	50.5	477,027	42,874	434,153		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	152	46.2	521,149	83,328	437,821		
	大学卒	97	45.4	534,980	80,945	454,035		
短大卒	8	53.0	509,786	81,465	428,321			
高校卒	46	47.6	480,603	90,435	390,168			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	372	43.5	507,912	78,668	429,244	係の長及び係長級専門職	同上	
大学卒	199	40.5	514,351	76,135	438,216			
短大卒	38	45.3	557,709	103,664	454,046			
高校卒	134	48.0	481,934	75,322	406,611			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	258	42.5	415,457	69,065	346,392	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	151	38.9	411,607	70,747	340,860			
短大卒	24	51.2	435,371	69,987	365,384			
高校卒	83	48.7	418,203	64,490	353,713			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	553	43.3	427,469	54,363	373,105	同上	同上	
大学卒	357	42.4	435,549	49,892	385,656			
短大卒	47	47.9	420,053	65,632	354,421			
高校卒	145	45.9	388,428	71,302	317,126			
中学卒	4	43.8	378,261	101,818	276,443			
事務係員	991	38.6	337,624	48,858	288,765	同上	同上	
大学卒	578	34.3	333,672	47,357	286,314			
短大卒	139	48.5	357,797	55,704	302,093			
高校卒	265	44.8	334,683	48,374	286,309			
中学卒	9	31.0	420,054	73,024	347,029			
技術係員	1,720	34.0	360,285	63,135	297,150	同上	同上	
大学卒	1,046	32.6	359,541	59,869	299,673			
短大卒	184	38.9	368,101	68,416	299,685			
高校卒	484	35.5	358,547	69,132	289,415			
中学卒	6	42.0	362,062	78,861	283,201			

(注)4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	4	53.1	626,427	220	626,207	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大学卒	2	52.0	590,104	193	589,912		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	54.6	674,650	256	674,394		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	2	55.8	1,016,480	143	1,016,338	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	55.8	1,016,480	143	1,016,338		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	153	53.7	663,001	1,822	661,179	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	117	53.3	667,294	2,132	665,161		
	短大卒	15	55.1	633,013	347	632,665		
	高校卒	20	54.5	656,928	996	655,932		
	中学校卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	271	54.1	706,955	1,706	705,250	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
大学卒	214	54.0	710,565	1,934	708,631			
短大卒	21	53.5	669,341	841	668,500			
高校卒	36	55.3	709,643	834	708,809			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	61	54.1	604,465	1,055	603,410	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	55	54.1	603,400	1,138	602,262			
短大卒	3	55.2	569,202	301	568,901			
高校卒	3	51.2	680,805	0	680,805			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	63	51.9	691,907	2,447	689,460	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	53	51.6	700,552	2,619	697,932			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	9	54.4	634,730	1,270	633,460			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	309	50.2	555,826	5,552	550,274	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	214	50.1	556,819	6,810	550,009			
短大卒	31	50.8	536,137	332	535,804			
高校卒	59	50.4	559,620	3,223	556,398			
中学校卒	5	47.1	646,492	0	646,492			
技術課長	542	48.5	583,084	7,519	575,565	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	401	47.6	586,063	8,553	577,510			
短大卒	55	50.6	581,043	2,946	578,097			
高校卒	82	52.0	571,545	5,260	566,285			
中学校卒	4	51.0	440,348	0	440,348			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	21	45.9	568,452	85,166	483,287	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	10	44.2	561,419	85,615	475,803			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	9	49.5	581,438	80,460	500,978			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技術課長代理	85	42.7	535,912	65,563	470,349		同上	
	大学卒	69	40.5	543,018	73,407	469,611			
	短大卒	4	54.0	551,141	0	551,141			
	高校卒	12	51.6	486,195	43,037	443,158			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	69	46.1	475,581	82,623	392,958		係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	33	43.4	472,382	70,733	401,649			
	短大卒	6	54.1	551,784	106,949	444,836			
	高校卒	29	48.5	465,957	93,669	372,288			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技術係長	228	41.8	536,436	85,863	450,573		同上	
大学卒	152	39.9	536,554	82,911	453,644				
短大卒	23	45.8	590,998	120,158	470,840				
高校卒	52	46.1	509,960	78,781	431,179				
中学卒	*	*	*	*	*				
事務主任	158	47.6	426,215	62,564	363,652	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級		
大学卒	76	45.7	423,232	59,794	363,438				
短大卒	18	52.6	441,810	68,876	372,933				
高校卒	64	48.4	424,403	63,767	360,636				
中学卒	-	-	-	-	-				
技術主任	370	43.4	438,037	51,612	386,426	同上			
大学卒	284	42.7	440,597	48,416	392,181				
短大卒	32	48.1	422,023	62,142	359,881				
高校卒	50	48.2	427,043	79,184	347,859				
中学卒	4	43.8	378,261	101,818	276,443				
事務係員	680	39.2	343,021	53,882	289,138	行政職(1) 1級、2級			
大学卒	367	34.4	338,063	51,605	286,458				
短大卒	117	49.1	362,056	59,671	302,385				
高校卒	187	45.3	341,352	55,580	285,772				
中学卒	9	31.0	420,054	73,024	347,029				
技術係員	1,142	33.9	365,482	64,634	300,848	同上			
大学卒	776	31.8	362,370	61,674	300,695				
短大卒	117	40.4	376,402	69,422	306,980				
高校卒	245	38.3	371,520	73,698	297,822				
中学卒	4	42.4	360,666	79,023	281,644				

3 規模100人以上500人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人*	歳*	円*	円*	円*	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	事務部長	89	53.3	650,328	1,062	649,266	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	74	53.2	655,608	1,240	654,368		
	短大卒	3	57.4	684,127	0	684,127		
	高校卒	12	52.5	602,520	0	602,520		
	中学校卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	技術部長	54	53.3	641,980	620	641,361		
大学卒	44	53.5	644,759	194	644,565			
短大卒	4	52.0	746,628	0	746,628			
高校卒	6	53.1	543,737	4,061	539,677	同上	同上	
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	19	50.5	567,637	88	567,549			
大学卒	15	50.6	582,716	109	582,606			
短大卒	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 6級	
高校卒	4	50.4	507,178	0	507,178			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	10	52.2	506,866	3,670	503,195			
大学卒	6	51.7	519,651	5,795	513,856	同上	同上	
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	53.0	486,004	204	485,800			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	117	51.6	557,986	2,193	555,793	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	75	51.6	579,157	1,225	577,932			
短大卒	6	48.9	466,868	83	466,785			
高校卒	36	51.8	504,170	5,614	498,556			
中学校卒	-	-	-	-	-	同上	同上	
技術課長	111	50.2	526,054	7,456	518,598			
大学卒	77	49.5	527,769	6,709	521,060			
短大卒	10	53.2	527,204	4,481	522,722			
高校卒	24	50.9	519,234	11,580	507,654	同上	同上	
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5	49.4	415,594	25,316	390,278	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	50.7	366,703	2,037	364,667	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	9	41.1	394,457	31,457	363,000		
	大学卒	6	40.5	381,173	19,506	361,667	係の長及び係長級専門職	同上
	短大卒	2	43.5	433,062	62,312	370,750		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上
	事務係長	80	46.4	555,248	84,959	470,289		
	大学卒	63	46.2	561,274	85,444	475,830		
短大卒	2	49.4	381,263	3,480	377,783	係の長及び係長級専門職	同上	
高校卒	15	47.7	532,568	89,802	442,766			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	138	46.6	448,091	61,055	387,037	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	47	43.0	416,928	46,404	370,524			
短大卒	15	44.3	487,486	68,869	418,616			
高校卒	76	49.2	459,461	68,505	390,956	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	97	37.2	406,140	76,759	329,381			
大学卒	73	35.0	408,488	79,004	329,483	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
短大卒	6	46.8	414,740	73,546	341,193			
高校卒	18	48.8	386,746	62,455	324,292			
中学卒	-	-	-	-	-	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
技術主任	179	42.8	374,722	67,671	307,051			
大学卒	73	39.4	378,950	66,441	312,509			
短大卒	15	47.0	411,858	80,147	331,711	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
高校卒	91	44.6	364,553	66,245	298,308			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	299	36.7	320,595	31,053	289,542	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同上	
大学卒	207	34.1	320,628	34,380	286,248			
短大卒	21	43.6	321,692	22,713	298,979			
高校卒	71	44.5	320,060	21,311	298,749	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同上	
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	525	34.5	352,003	61,791	290,212			
大学卒	249	36.1	356,243	56,449	299,793	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同上	
短大卒	57	37.4	363,443	72,646	290,797			
高校卒	217	31.8	344,082	64,549	279,533			
中学卒	2	40.8	365,764	78,431	287,333			

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人*	歳*	円*	円*	円*	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	* *	* *	* *	* *	* *		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	* *	* *	* *	* *	* *	同上	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	* *	* *	* *	* *	* *			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	* *	* *	* *	* *	* *	同上	同上	
大学卒	* *	* *	* *	* *	* *			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	5	42.2	499,340	1,120	498,220	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	4	41.3	481,900	1,400	480,500			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	* *	* *	* *	* *	* *			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	11	47.8	485,739	730	485,009	同上	同上	
大学卒	3	44.7	423,614	2,281	421,333			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	8	49.0	509,036	148	508,888			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	8	40.9	385,900	56,525	329,375	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	5	40.6	387,945	49,445	338,500		
	短大卒	3	41.3	382,493	68,326	314,167		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	3	39.0	307,647	43,194	264,453	係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	36.5	324,331	54,601	269,730		
技術係長	6	50.3	476,066	105,288	370,778		同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	6	50.3	476,066	105,288	370,778			
事務主任	3	40.7	349,366	41,713	307,653	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	2	31.5	252,371	3,942	248,429			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
技術主任	4	43.8	397,063	76,138	320,925	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	43.8	397,063	76,138	320,925			
事務係員	12	32.7	249,831	10,012	239,820		同上	
大学卒	4	36.8	278,106	11,119	266,986			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	7	30.7	224,516	10,388	214,128			
技術係員	53	34.0	308,062	38,708	269,353		同上	
大学卒	21	29.6	276,152	19,342	256,810			
短大卒	10	26.9	283,022	33,422	249,600			
高校卒	22	43.0	358,790	64,034	294,756			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	2	58.5	749,350	0	749,350	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	- - 35	- - 39.1	- - 450,860	- - 18,636	- - 432,224	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	45	51.0	644,683	185	644,498	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	21	46.5	551,161	1,161	550,000	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	32	45.9	583,918	0	583,918	下記研究員より上位の者
	研究員	103	33.6	339,554	13,903	325,651	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		学 歴			
大学卒	40.8	(50.3)	(49.7)	-	59.2
高校卒	14.9	(35.0)	(65.0)	-	85.1

(注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制度あり	71.1
制度なし	28.9

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	14,314
配偶者と子1人	21,557 (7,243)
配偶者と子2人	28,182 (6,625)

(注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	10,000
	配偶者	7,000
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	389,007	315,459
	上半期(A2)	392,370	319,146
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	861,316	559,566
	上半期(B2)	892,147	573,746
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.21 月分	1.77 月分
	上半期(B2/A2)	2.27 月分	1.80 月分
年 間 の 平 均		4.42 月分	

(注)1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月分である。

第16表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	42.7	13.3	1.1	42.8
課 長 級	17.6	10.0	1.0	71.4

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
役職段階							
係 員	87.1	85.5	32.8	2.4	50.3	1.6	12.9
課 長 級	58.1	56.6	21.6	-	35.0	1.5	41.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	57.7	42.3
課 長 級	43.3	56.7
部 長 級	44.9	55.1

第3部 労働経済指標

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,760	40,250	51,560	62,850	74,150
住居関係費	39,600	70,240	56,050	41,860	27,670
被服・履物費	4,240	2,920	4,580	6,230	7,880
雑費 I	14,980	24,640	35,420	46,210	56,990
雑費 II	6,690	12,370	14,700	17,030	19,370
計	97,270	150,420	162,310	174,180	186,060

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 食料
 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費 被服及び履物
 雑費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑費 II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第20表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	令和3年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	300.3	294.9	297.2	297.7
				前年同月比	%	1.6	2.6	2.1	1.7
		うち所定内給与	金額	千円	275.9	272.1	274.4	274.0	
			前年同月比	%	1.1	1.4	0.8	0.7	
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	150.4	136.0	146.9	146.9
	うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.1	11.1	11.4	11.9	
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	305.7	302.6	301.3	299.5
				前年同月比	%	2.4	3.2	1.3	△ 1.1
		うち所定内給与	金額	千円	282.4	280.9	279.4	276.7	
			前年同月比	%	2.5	2.3	0.6	△ 1.2	
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	145.1	132.2	141.2	140.5		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.0	10.7	11.0	11.3		
生 計 費	家計調査(総務省)	(二人以上の世帯) 消 費 費 支 出	全 国	金額	千円	301.0	281.1	260.3	267.7
				前年同月比	%	12.4	11.5	△ 4.9	0.3
	川 崎 市	金額	千円	329.1	302.1	297.8	289.2		
		前年同月比	%	27.1	15.2	5.6	6.1		
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	
			川 崎 市	前年同月比	%	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.8
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	3.5	4.8	4.9	5.6	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	△ 0.3	0.2	0.0	△ 0.1
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.09	1.10	1.13	1.14	
		川 崎 市		倍	0.63	0.62	0.64	0.65	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	15.6	21.0	22.9	11.1
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	12.7	13.7	15.3	8.3	

8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月
295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9
1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5
271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9
0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2
135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0
10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9
297.0	296.1	300.8	297.9	298.6	289.9	290.4	295.4	301.4
△ 1.4	△ 1.9	△ 0.5	△ 1.2	△ 0.7	△ 2.0	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4
275.4	274.3	278.1	274.9	275.3	268.5	268.3	272.5	277.1
△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.9	△ 2.1	△ 1.6	△ 1.9
129.0	136.0	138.6	139.8	138.0	130.9	131.7	138.2	143.5
10.5	11.0	11.7	12.1	11.9	10.8	11.0	11.9	12.2
266.6	265.3	282.0	277.0	317.2	287.8	257.9	307.3	304.5
△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2
318.5	305.6	305.6	306.1	315.9	325.4	265.4	315.9	271.8
1.7	22.0	17.3	10.4	△ 3.3	19.7	△ 9.6	△ 5.1	△ 17.4
△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5
△ 1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.1	0.3	△ 0.1	0.5	0.7	2.1
5.6	6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.8
△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1
1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
0.66	0.67	0.69	0.70	0.73	0.73	0.75	0.76	0.70
8.4	△ 2.5	△ 4.3	4.8	2.2	△ 0.8	0.5	△ 1.7	△ 4.9
6.0	△ 1.2	△ 0.8	6.2	1.9	0.6	1.7	1.2	△ 1.2